

# 吉田家の諸社家官位執奏運動

寛文九年吉田執奏一件争論を中心に

橋本政宣

The Campaign by the Yoshida Family for Shisso for Hereditary Shrine Families Centering on the Dispute of 1669

HASHIMOTO Masanobu

はじめに

- ①『吉田勘文』について
  - ②寛文九年の吉田執奏一件争論
  - ③吉田家の諸社家官位執奏一件に対する幕府裁許  
おわりに
- 付『吉田勘文』本文

## 【論文要旨】

江戸幕府により寛文五年（一六六五）七月十一日付で出された「神社条目」により、ト部吉田家はこれをテコに諸国の神社・神職を支配下におくべく、神道裁許状の交付、官位の執奏等を通してその推進をはかった。そしてその根拠としたのが、第三条および第二条であった。しかし第二条の条文には吉田家が格別の位置にあることが記されてはいなかったことからくる限界もあった。

そこで、吉田家では、諸社家の官位執奏権を公認されるよう寛文八年十月出願するにより、幕府は京都所司代をして朝廷の評議を要める。かくて時の関白鷹司房輔と吉田家に肩入れする武家伝奏飛鳥井雅章との間で激しい論争が展開されることになるが、朝廷内の意見は一致をみないまま、翌々年八月幕府の裁許に委ねられることになる。そしてそれより四年後の延宝二年（一六七四）に至り幕府の結論が出される。「寛

文九年吉田執奏一件争論」といわれるものがこれであり、幕府は儒者林春齋（弘文院）にこの一件に関する勘文を上呈させ、『吉田勘文』として纏められている。

本稿は、『吉田勘文』を具体的に検討し、執奏一件争論の実態を明らかにすることを通し、吉田家の諸社家官位執奏運動の方針、朝廷や幕府の対応の在り方を明らかにし、「神社条目」の理念について改めて考察するものである。

この一件につき、京都所司代を以て幕府の裁許が示されたのであるが、これは吉田家の望みが全くは否定されたものではなく、幕府の方針の転換であったともいえる。一方、吉田家でも諸社家の官位執奏問題はその後も主張を継続していき、幕府もその対応を微妙に変えていく。最後に、幕末までの大きな流れに基軸をすえ見ておいた。

## はじめに

江戸幕府の寺社統制の基本となったのは、寛文五年（一六六五年）七月十一日付で出された三つの法令、すなわち「寺院条目」九ヶ条、「寺院下知状」五ヶ条、「神社条目」五ヶ条であった。「神社条目」はこれまでに「諸社禰宜神主等法度」の称で知られていたものであるが、これは第一条の書出しの文言により便宜的に付されたもので、これが機能した江戸時代においては決してこのような称され方はされていなかった。「神社条目」と称されていたこと、この写は全国に触渡されたが、將軍の朱印が捺された本紙は卜部吉田家に下付されていたこと、しかもこの「神社条目」は將軍の代替り毎に書改められ、領知朱印状とセットで吉田家に与えられていたことなどは、別稿で明らかにしたところである<sup>(1)</sup>。

これら寺社に対する三つの法令は、幕府が全国の寺院・神社もまたその統制下にあることを明示したものであり、条文も一般的な内容であるが、このうち「神社条目」については、吉田家が格別の位置づけがなされていることが特徴的であり、第二条の「社家位階、従前々以伝 奏遂昇進輩者、弥可為其通事」、第三条の「無位之社人、可着白張、其外之装束者、以吉田之許状、可着之事」の二ヶ条は、吉田家にとって極めて有利な条文であった。

「神社条目」の日付は寛文五年七月十一日となっているが、実際に吉田家がこの条目の本紙を幕府から下付されたのは、この五ヶ月後のことであった。すなわち、時に十三歳であった吉田家の当主兼連が後見人の萩原員数などと共に江戸に下向したのは、十一月三日のことであり、兼連・員数同道して江戸城に登り、白書院溜り間にて老中列座のもとに吉田・萩原両家の家領朱印状を下付され、「神社条目」を渡されたのは、十二月十二日のことであった。吉田家はこの「神社条目」の受領により、

これをテコに諸国の神社・神職をその支配下におくべく、神道裁許状の交付、官位の執奏等を通してその推進をはかった。そしてその根拠としたのが、第三条および第二条であった。但し第二条の条文には吉田家が格別の位置にあることが記されてはいなかったことからくる限界もあった<sup>(2)</sup>。

そこで、吉田家では、諸社家の官位執奏権を公認されるように寛文八年十月幕府に出願するにより、幕府は京都所司代をして朝廷の評議を要める。この評議は時の関白鷹司房輔と吉田家に肩入れする武家伝奏飛鳥井雅章の間で鋭く意見の対立をみ、数度の問答に及ぶ一大争論となるが、朝廷内の意見は一致をみないまま、翌々年八月幕府の裁許に委ねられることになる。そして、それより四年後の延宝二年（一六七四）に至り幕府の結論が示される。「寛文九年吉田執奏一件争論」といわれるものがこれであり、幕府は儒者林春齋（弘文院）にこの一件に関する勘文を上呈させ、「吉田勘文」として纏められている。

『吉田勘文』所収の文書は、吉田神道の普及またその批判に関する諸問題を考えるとき常に関ってくるものであり、吉見幸和<sup>(3)</sup>、平田篤胤等<sup>(4)</sup>が吉田神道の批判において対象とし、また問題としたのもこれらの文書であった。またこの一件そのものについても、吉田神道に関する多くの研究のなかでとり上げられているが、必ずしも全体的な把握がなされ位置づけがなされているとはいえず、難しい。

そこで、本稿では、この『吉田勘文』を具体的に分析検討し、寛文九年の吉田執奏一件争論の実態を明らかにすることを通して、吉田家の諸社家官位執奏運動の方針、朝廷や幕府の対応の在り方を明らかにし、「神社条目」の理念について改めて考えることにしたい。

### ①『吉田勘文』について

(1) 『吉田勘文』の諸本と構成

吉田家が諸社家の官位執奏を幕府に願ひ出たことにより、朝廷において展開された争論に関する一件文書を纏め、林弘文院の勘文等を付した『吉田勘文』は、別の名称で伝存しているものも含め、主なものに次の如き写本がある。

- I、吉田勘文 一冊 内閣文庫所蔵 (147/371)
- II、吉田勘文 一冊 内閣文庫所蔵 (143/366)
- III、吉田家文書旧記写 一冊 京都大学附属図書館所蔵  
松岡叢書第三十八卷 (03マ1)
- IV、後円融天皇繪旨及一件書 一冊 天理大学附属図書館所蔵  
吉田文庫 (65/15)
- V、吉田家諸社家官位執奏一件 一冊 宮内庁書陵部所蔵 (266/714)

内閣文庫所蔵のI・IIは、いずれも浅草文庫本で、Iの方が書風堂々とし(但し数筆から成る)善本である。IIはIより書写年代が少し下るようであるが、収載文書の後に誰々の書付・差出日などの朱書の注記がある点は参考になるものである。III・IVはIIと同本である。Vは鷹司房輔方差出分の文書を纏めたものである点が他と相違し、詳しい注記がある点が貴重である。『吉田勘文』はすでに『神道大系 卜部神道(下)』で翻刻されているが、その底本はIのようである。誤読少なからず、読点の振り誤り等も多いので、改めて全文を巻末に付印することにする。

さて、全体の構成であるが、最初に寛文五年の「神社条目」が据えられ、以下二十三通の文書が(実際は二十六通)が収載されている。次いでこれらの概要を記した「二十三通之要文」、「弘文院勘文」(延宝二年八月)、「別紙愚見」があり、最後に「京都所司代永井伊賀守覚」(延宝二年寅八月十七日)が収められている。

行論の都合上、IIに付されている文書番号・注記を参考にして、

二十三通の文書名・年次・関連を明らかにし、『吉田勘文』所収文書を一覽表に纏めれば次の通りである。( )内は推定を示す。

表1 『吉田勘文』所収文書目録

文書名	年紀	宛所	備考
(1) 神社条目	寛文五年七月十一日	(板倉内膳正)	(1)に付帯
(2) 吉田兼連内願書案	(寛文八年)十月八日	神祇長上	(1)に付帯
(3) 後円融天皇繪旨	永和元年六月十六日	吉田侍従	(1)に付帯
(4) 後奈良天皇繪旨	天文二年十二月三十日	吉田雜掌	(1)に付帯
(5) 室町幕府奉行人奉書	天文三年十一月十九日		
(6) 武家伝奏飛鳥井雅章覚	(寛文九年二月晦日)	飛鳥井・正親町	(6)に付帯
(7) 関白鷹司房輔覚	寛文九年三月朔日		
(8) 鷹司家諸大夫口上覚	(寛文九年三月朔日)		
(9) 吉田兼俱書付			
(10) 後堀河天皇繪旨	嘉禄三年十一月二十一日	冷泉侍従	(10)に付帯
(11) 後堀河天皇繪旨	嘉禄三年十一月二十一日	冷泉侍従	(10)に付帯
(12) 武家伝奏飛鳥井雅章覚	(寛文九年)三月三日	板倉内膳正	(11)に付帯
(13) 後堀河天皇繪旨	嘉禄三年十一月二十一日		
(14) 吉田兼俱書付			
(15) 関白鷹司房輔覚	(寛文九年)五月十九日	板倉内膳正	(11)に付帯
(16) 鷹司家諸大夫口上覚	(寛文九年)五月十九日		
(17) 武家伝奏正親町実豊覚	(寛文九年)五月十九日	板倉内膳正	(11)に付帯
(18) 神祇伯白川雅喬覚	(寛文九年)五月十八日		
(19) 二十二社書付			
(20) 武家伝奏飛鳥井雅章・正親町実豊連署書状	寛文七年九月十日	吉良若狭守	(11)に付帯
(21) 吉田家雜掌鈴鹿和之等四名連署起請文	寛文五年十二月廿九日	吉良若狭守	(11)に付帯
(22) 吉田家雜掌鈴鹿治定等三名連署言上状	寛文六年十二月十五日	牧野佐渡守	(11)に付帯
(23) 吉田兼連口上覚	(寛文九年)三月二日	鷹司家諸大夫	(11)に付帯
(24) 武家伝奏飛鳥井雅章覚	寛文九年九月廿一日	青木志摩守等	(11)に付帯
(25) 吉田八神殿齋場所之図	寛文十年八月十四日	鷹司家諸大夫	(20)に付帯
(26) 九条殿等四撰家口上覚	延宝二年八月	青木志摩守等	(22)に付帯
(27) 幕府儒者林春齋勘文	(延宝二年八月)	板倉内膳正	
(28) 幕府儒者林春齋意見			
(29) 京都所司代永井尚庸覚	(延宝二年)寅八月十七日		

文書の関連について若干説明を加えておくと、(1)が全ての出発点となるもので、(2)、(3)、(4)はその典拠として差出されたもの。これにつき京都所司代より朝廷にての意見が要められ、吉田方に肩入れする武家伝奏飛鳥井雅章と、これを許容しない関白鷹司房輔の間で論争が展開される。(5)が飛鳥井の賛成意見書で、更にこれを(8)、(9)、(9)の証拠を以て補強したものが(10)である。(6)、(7)は鷹司の反対意見書。こゝまでが双方の意見の開陳を示す、寛文九年三月段階の文書である。次いで双方よりの反論が出され、(10)に対する鷹司の見解が(11)、(12)であり、(13)、(14)は武家伝奏正親町実豊及び神祇伯白川雅喬の意見。(15)は(14)に付帯、(16)は(13)に付帯するもの。(17)、(18)、(19)は多分(11)に付随するものであろう。いわば以上の(9)から(19)までが鷹司の(11)と同じ同年五月段階の文書として一括しえよう。九月に至り飛鳥井方より再び出された反論が(20)で、(21)はその付帯のもの。以上の経緯をふまえ、関白鷹司房輔の見解として家司により纏められたものが(22)であり、(23)が他の四撰家の意見である。

## (2) 寛文八年十月八日付吉田兼連内願書

幕府より吉田家に「神社条目」が下附されたとき、当主兼連は十三歳であった。兼連(一六五三―一七三二)は幼名を万丸といひ、後に兼敬と改め、父祖の遺業の安定と拡充を図り、近世吉田神道の基を固めた。織田信長、豊臣秀吉や徳川家康などの天下人とも順次深い関りをもちながら、吉田家の発展へ結びつけていった兼見が慶長十五年に没した後は、その実弟の神龍院梵舜の活躍があったが、いわゆる家康薨後の神号問題において梵舜の主張する大明神説は敗れ天海の大権現説に決定され、下野日光における東照社の造営は山王一実神道を以てなされることになる。神号問題における梵舜の敗退は、唯一宗源神道を以て武家社会の教養として定着発展させようとい意図したこと<sup>(6)</sup>の挫折でもあった。

梵舜の後、沈滞した状況にあった吉田家を支えたのは、兼見息兼治の

長子で、兼見の養子となり萩原家を起し豊国社預となった、兼従であった。兼従が別家した後の吉田家は、弟の兼英が当主となり、次いでその子兼起が家を継いだ。兼英・兼起の父子はともに病弱で十分な活動ができず、兼従が後見人として吉田家の家政をも管理する状況になっていた。兼従は吉田家の将来を兼起の子の兼連に期待したが、養父兼見から継承した吉田家一子相伝の神道の道統を伝授するにはまだ幼なすぎた。そこで兼連の成長後に「返り伝授」をさせるべく、一旦これを吉川惟足に伝授したのである。ときに明暦二年(一六五六)、兼連は四歳であり、吉田家の当主となるのはその翌年四月のことである。

惟足より兼連への「返り伝授」がなされるのは、兼従が十六歳のとき祖父兼見より伝授された先例により、兼連がその年齢になった寛文七年(一六六七)のことであった。五月から六月にかけて、惟足上洛して吉田家においてなされたが、これは対兼連個人に対する講説というものはなかった。京師の諸士数十人をも含めての講談であり、しかも、惟足の都合により、八座で中止のやむなきに至ってしまったので、道統の継承を心配する幕府の要請により改めて行われようとした。すなわち、兼連は萩原員従とともに鈴鹿主水・同将監以下三十二人という多数の供人を召連れて九月十四日江戸に下向した。この両所の江戸下向の目的はもっぱら惟足の返り伝授を受けること<sup>(7)</sup>にあったが、事情あって不発に終わった。この道統伝授のことは複雑な問題がからんでいるのであるが、それはともかくとして、例の寛文九年の吉田執奏一件争論の引き金となる、(1)の吉田兼連内願書は実にこの江戸下向中に出示されるのである。

伊勢・八幡・賀茂を初めとする二十二社、及び出雲大社・鹿嶋・香取・諏訪・熱田などの地方の大社の大官司・神主等の位階の執奏は、今後は吉田はこれを行わないが、その外の天下の諸社の社家が官位を望む輩は、先年仰出された通りいよいよ吉田が執奏するようにとの、幕府老中奉書を頂戴したいので、宜しく御沙汰を頼りたい、という内容であ



る。十月八日の日付で、差出は吉田侍従となっている。内願書であるためであろう、宛名はないが、京都所司代の板倉重矩に対するものである。後に、吉田家ではこの内願書を差出した事情を記して、「寛文八年、於江戸被相願候義無之旨御尋、則御答左<sup>8)</sup>被申入候、」としてこの文書を掲げ、そして次の様に付記する。

右、寛文八年故<sup>(吉田兼連)</sup>二位参府之砌、於江戸被申出候由、其時分御馳走人細川若狭守殿被附、右書付を若狭守殿被見候得ハ、六ヶ敷願之由

被申、先其通との挨拶之由、其後京都諸司代板倉内膳正殿<sup>江</sup>御往反も有之候様ニ承伝候得共、此方<sup>江</sup>御沙汰も無之由申伝候、尤右之内之社家、是迄其通ニ致執奏来候義ニ御座候、

とあり、兼連遠縁の細川利重を通して内願したこと、「六ヶ敷願之由被申」だが、「先其通との挨拶之由」であったことが窺われる。但しこの挨拶が如何なることであつたかは明らかでない。なお、兼連が江戸より帰京したのが十月二十一日であり、板倉重矩が上洛の暇を賜うのが同二十五日であり、十二月六日に入京し、兼連は同十七日に「今度□諸司依上京御見廻」として所司代役宅に向き太刀折紙を持参したが、受納されなかったことが『吉田家御広間雑記』に見える。内願書のことについての記載は見えない。そして、所司代よりこの評議を朝廷に要められたのは、翌九年正月五日のことであつたことは、Vの(1)に次のように付記されていることよって知られる。

今日、於板倉内膳正亭、内膳正飛鳥井・正親町<sup>(重矩)</sup>被相渡、則今日、<sup>(鷹司房輔)</sup>殿下<sup>(實豊)</sup>江入御覽候也、寛文九年正月五日

恐らく両武家伝奏が年賀のため所司代役宅に赴いた際に、吉田の内願書が渡されたことであろう。こゝに吉田家の諸社々家の官位執奏願が朝廷において議されることになる。

本来、堂上、寺社のことなど武家伝奏が関わる案件は、武家伝奏より撰政ないし関白へ申入れがなされ、可とされたものが天皇の御内慮とし

て武家伝奏より京都所司代に伝えられ、幕府の意嚮を問ひ同意を得る、というのが、公武間の一般的な在り方であつた。しかし、この一件は全く逆の手順となつてゐること自体、異常であるのみならず、朝廷において絶対的な地位にあつた関白と、これを補佐し幕府との折衝に当たる武家伝奏の一人が真正面から対立し論争するということも、前代未聞のことであつたといえよう。吉田家方の望みがいかに切実なものであつたかを示すものである。

(1)についての理解を深める上で、まずこれが出されるに至つた背景を考えておきたい。明治大学刑事博物館所蔵の「吉田神社鈴鹿家文書」<sup>(10)</sup>のなかに、(1)に関連すると思われる文書がいくつか伝存している。この鈴鹿家は、吉田家の三家老家の一つ、寛文五年の神社条目の受領の際に兼連に供奉して江戸に下向した鈴鹿左京(和之)の家であり、幕末における当主が『神社叢録』の著を以て知られる鈴鹿連胤である。関連文書を次に掲げる。

(イ) 覚

一、廿二社之中、従前々伝 奏有之社者、如先例位階仕義、次伝 奏申義、子細不可有之候、伝 奏無之社者、吉田執 奏仕候様ニ被仰付可被下候、

一、天下之諸社家、伝 奏有来之外、因位階申之例遂昇進社司等者、弥以吉田執 奏仕候様ニ被仰付可被下候、又雖無先例、因時之御崇敬位階申之社家等有之時者、寺社御奉行・高家衆分吉田へ御状被遣、<sup>右</sup>其上ニ而吉田執 奏仕候様ニ被 仰付可被下候事、

一御定之外、以私<sup>○</sup>職事ニ而位階申事、一円無之様ニ被仰付被下候事、以上、

(ロ) 覚

一、廿二社之内ニ而も、伝 奏有之社之外者、吉田執 奏仕、官位昇進

(A口三二四一六号文書)

致候様ニ願奉存候、

一、廿二社之内ニ而も、先例位階無之社家者、冠装束・受領、吉田分許  
状出候様ニ奉願候、

一、社司官位之儀、於 江戸申候とも、吉田江被仰聞、許状出候様ニ仕  
度事、

一、吉田神祇道無伝受、異流之神道を□輩者之者、吉田分致僉儀候様ニ  
仕度事、(議之)

(ハ) 覚  
一、神祇道之事、從吉田伝受無之、猥異流之神道ヲ企ル輩有之者、任先  
例管領長上被 仰付之上者、致僉議、当流一身之進退ニ仕度事、

一、廿二社之内ニ而も、伝 奏無之社者、吉田執 奏仕、官位致昇進候  
様ニ奉願候事、

一、廿二社之内ニ而も、先例位階無之社家者、受領・装束等、從吉田許  
状出候様ニ奉願事、

一、社司官位之義、寺社御奉行よりの御指図ニ而、官位被 仰付候共、  
吉田執 奏仕候様ニ奉願候事、

一、木綿手纏・烏帽子之掛緒等、吉田許状無之私ニ掛不申候様ニ仕度事、  
以上、

十一月廿一日

(A口二三四一―二号文書)

(二) 覚

從前々伝 奏有之社者、廿二社之中六七社之外無御座候、雖然廿二  
社者、被猥 官幣、古來各別ニ御崇敬之事ニ御座候得者、伝 奏或  
者職事ヲ以位階申事、子細不可有御座候哉、其外天下之諸社家、因  
先例官位申之社司等者、吉田執 奏仕候様ニ被 仰付可被下候、又  
先例雖無之、時之御崇敬位階申社家等有之時者、從寺社御奉行吉田

へ御状被遣、其上ニ而執奏仕候様ニ被仰付可被下候、

十一月十五日

(A口二三四一―一号文書)

(ホ) 於吉田相談仕之覚

一、廿二社、并出雲大社・尾州熱田・紀州日前宮・常州鹿嶋・下総香取・  
信州諏方・豊前国宇佐宮・肥後国阿蘇宮・此等之社之○神主等官位大官司

昇進之事者、向後不及吉田執 奏、其外諸神社之社司等位階申之輩  
者、○弥吉田執 奏仕候様ニ被 仰付候間、左様御心得可有之由、  
先年被仰出候通、

兩伝 奏へ吉良殿分御状被遣可被下候、又吉田方江も吉良殿・寺社  
御奉行分先年如○被仰出、社家位階執 奏許状之事、之趣全令存知、弥無私曲様ニ可致沙汰之  
由、御状一通被遣可被下事、

(A口二二四号文書)

これらの文書は、筆跡から見ても江戸初期のもので、鈴鹿左京  
の自筆にかゝるものかどうかはともかくとして同時代のもものとみてよい  
ものである。左京は、家老として吉田家の重鎮であったのみならず、吉  
田神道の道統の継承者としても格別な位置にあった。萩原兼従より吉川  
惟足が四種奥秘を許授された翌年の十二月、左京もまた兼従より「唯一  
神道条々」の秘伝を伝授されていたのである。従って、このような重要  
な内容の文書が左京家に伝来したことは十分に領けること、いわねばな  
らない。たゞし、これらの文書がたんに草案にとゞまるものであった  
か、どこまで外面的に機能したものであったかについては、いま明らか  
にしない。また(イ)〜(ホ)は一応このように並べたのみで、時系  
列上、(ホ)が(1)に最も近いであろうことが考えられる外は、前後の関  
係は判じがたい。種々明確さを欠く文書類ではあるが、全体的に次のよ  
うな考え方は可能であろう。

まず、(ホ)であるが、これは書出しの題にもあるように吉田家に  
おいて相談をした際の覚で、これが(1)と大きく相違する点は、(1)では

二十二社并に出雲大社等の地方大社の大官司等の位階は、今後は吉田は執奏しないが、その他の天下の諸社家の位階は、「先年被仰出候通」にいよ／＼吉田が執奏するように「御奉書」を頂戴したいとし、その取成しを依頼しているのに対し、(ホ)は出雲大社等の地方大社の大官司等の位階は、いよ／＼吉田執奏するようにと仰付けられた通りを、高家吉良殿より両武家伝奏へ「御状」を以て通達してもらい、吉田当方へも吉良殿・寺社奉行方より「御状」を下されたい、としていることである。(1)

が老中奉書の下付を願うものであるに對し、(ホ)が高家を以て口頭で仰出されたことの文章化を願ったものといえ、微妙なことではあるが、両者はいささか次元が違っているようにも思われるのである。しかし共通しているのは、二十二社は一律に出雲大社などの地方大社と同様に扱い、これらを吉田執奏から除外している点である。(イ)／＼(ニ)についていえば、二十二社を一律にはなく、二十二社を前々より伝奏ある社、伝奏なき社家の二つに分けて扱い、後者については吉田の執奏たるべきよう仰付けられたい、としていて、(イ)／＼(ニ)より(ホ)は後退した望みとなっているといえる。また、(ロ)に「社司官位之儀、於江戸申候とも」とか、(二)に「時之御崇敬位階申社家等有之時者」云々とある如く、社家が位階を望むに際して、幕府に申し入れたり幕府の推挙を得るなどの方法がとられた場合にも、吉田執奏となるようにとの願いが組み込まれていることも特徴的である。吉田家が「神社条目」の第二条に基づき、前々より伝奏を以て位階の昇進をする社家以外はすべて吉田家の執奏たるべきことを意図し、その手続きをとろうとしていたかを示しているといえよう。

ところで、これらの文書の年次であるが、(ハ)(ニ)に見える日付は、(1)の前であることは確実であるから、吉田家が「神社条目」を受領する後とすれば、寛文六年カ、七年のいずれかとなる。またそれ以前である可能性も無いわけではない。吉田家が早くから幕府にその願意を呈し

ていて、それが「神社条目」の条文に位置づけられたであろうことは当然考えられるからである。

## ②寛文九年の吉田執奏一件争論

### (1) 吉田家の諸社家執奏権の主張

寛文九年の吉田執奏一件争論の前提として、それまでの吉田家による社家の位階執奏の状況を見ておこう。『卜部兼敬日記』<sup>(12)</sup>として含められている第一冊の寛文二年記は、神道の伝授、社家位階の執奏に関する記事が主なもので、多分抄出本で、また兼連の自記の写とは考え難いものであるが、その中に次の如き記事が見える。

#### ① 五月二十八日条

尾州国玉大明神之社人大津長大夫、正六位下勅許、烏丸弁光雄執奏、則当家ヨリ申達也、(資遣)裏松殿肝煎也、

#### ② 七月二日条

五条宰相殿今御使者磯辺一学来、与州伊与郡・同野間郡・越後国村松社家三人位階之義也、書付案見于左、折紙伊与国伊与郡私曰、式内伊与豆比子神社也、

豆比子命 今号五社大明神 (中略)

神主 藤原長次

一、同野間郡

賀茂八幡宮

神主 陸奥大掾藤原経重

一、越後国蒲原郡

村松惣社山王大権現

神主 藤原秀永

右之輩、位階申上候間、御取沙汰頼入候也、  
寛文二年  
七月二日  
(五條為庸)  
在判

吉田侍從殿  
(兼連)

右三人之社家、使者相添来也、

③ 七月三日条

烏丸大納言殿へ大角主水遣之、中略之昨日五條殿分右三人之社家位

階之事御頼被成度由、右之通書付参候、則得御意候事、資慶卿被仰  
候、一段之義ニ思召也、先月廿七日ニ 勅定アリ、諸国諸社之社人

等官位之事、向後吉田可致執奏、吉田執奏之上者、社人之是非不及

御評判、無御疑可被成下、自然御代<sub>モ</sub>替御仕置相改之時者、(後西天皇)叡慮

之外於無左様者、不可有相違之 仰也、冥加之至忝可存之旨、資慶

卿被仰聞也、家之面目、神道之康榮、不過之、侍從仕合無殘所義也、

以上は、吉田家が諸国の社家の位階の執奏を行っていたことを示すものであるが、本冊にはこれ以後にも六例、すなわち、加州金沢神明の社

人多田丹波源正信(八月十日、正六位下勅許)、相模国三浦郡海南大明

神の祠官大井和泉物部経命(九月二十二日、従六位上勅許)、伊与国温

泉郡勝山三嶋大明神の祠官武知撰津守藤原盛次(十月二十九日、従五位

下勅許)、伊与国温泉郡湯月八幡宮の祠官藤原長連(十一月二日、従六

位上勅許)、同国風早郡河野村三嶋大明神の祠官藤原重正(同日、従六

位上勅許)、同国伊与郡松前村玉生八幡宮の祠官藤原盛寿(同日、従六

位上勅許)の記事が見える。

②③は五條宰相からの依頼により吉田家が執奏に当たったものである。

伊豫の神主である藤原長次などがいかなる関係により五條家を頼って位階を望んだのか等の疑問はあるが、それはともかくとして、公家衆の中には社家の執奏であれば吉田家を通して執奏する、ということが一つのルートとして存在していたことに注目しておきたい。そしてこの方向を形成させるためには吉田家としても内外に然るべき運動を行っていたで

あろうことは想像に難くない。そしてそれに成功したことを示すのが七月三日条の記載と考えられる。この先月の六月二十七日に「諸国諸社之社人等官位之事、向後吉田可致執奏」云々の勅定があったというのである。そしてこの勅定ことは、次のような書付としても世に知られている。

④ 後西院勅定

諸国諸社之社人等官位之事、向後吉田可致執 奏、吉田執 奏之上者、社人は非不及御評判、無疑可被成下云々、

寛文二年六月二十七日

これは、吉田家が受領したという論旨や御教書など主要なものを収載する『吉田家付属文書』<sup>(13)</sup>、『吉田家請文之記録留』<sup>(14)</sup>、『御論旨御教書御条目御触書』<sup>(15)</sup>などに見え、年紀の代りに「右、七月三日、烏丸資慶卿被申下、」と記すものもある。すでに研究者によっても注目され、岡田莊司氏は從來全く紹介されていない史料であるがとして、この書付の内容を紹介され、<sup>(16)</sup>「吉田側に好意的な勅定が出され、吉田(兼敬)は「冥加之至」「家之面目神道康榮不過之」と日記して手放して喜んでい」と評価している。しかしながら、この勅定なるものは果して信じえるものであろうか。まず単純な疑問からいえば、吉田家にとっては極めて重要なことであるにもか、わらず、『吉田家御広間雑記』の当該時期にはこのことを窺わせる記事は見えない。これに関する記事がみられるようになるのは、翌年の寛文三年八月に至ってのことである。しかも、この寛文三年の『吉田家御広間雑記』は二本存し、関係記事が見られるのは一本のみである。正月より十二月に至るものを甲本、八月より十二月に至るものを乙本とし、次に両本の記事を掲げよう。

⑤ (甲本)

一、六日、辛丑、天晴、烏丸大納言様<sup>(資慶)</sup>江鈴鹿将監被遣之、後光明院様御時代従当家諸社家方口 宣御執奏之例書付持参云々、



一、八日、癸卯、天晴、臺丸様御見舞、  
 一、九日、甲辰、天晴、飛鳥井○中將様十回忌付、御香典頭好院へ持セ  
 被遣、使忠左衛門、防州社人為御礼岩国半紙貳シメ指上ル、勸修寺  
(經慶)  
 頭弁様參議御任官為御祝義、梨子老折廿、被遣、御使者大角主水、  
 萩原様御出、

⑥ 〈乙本〉

六日、辛丑、天晴、使鈴鹿將監申、資慶卿云、前日白神之祠官位階  
(鳥丸)  
 之事、被經 奏聞之處、新院御在位之例不被用于当御代、(靈元天皇)後光明  
 院御代之例書付可致進入之由、被 仰下候、則 後光明院御代從吉  
 田家執 奏之例書付申候、御披露頼入存由也、後光明院御在位之  
 時、執 奏申例、  
慶安元年  
駿州阿部郡惣社之祠志貴昌相  
承応三年四月  
 一、長州萩春日之社司藤原就豊  
 資慶卿返答云、明日可有御披露由也、

八日、癸卯、天晴、遣大角主水窺白神之社司義於資慶卿、彼卿云、  
 昨日御披露有之處、又 後光明院之例不被用也、  
 後柏原院御代之例校上可申由也、畢竟可被押吉田 執奏、(後水尾天皇)法皇之御  
 氣色也云々、去寛文二年 新院御在位之時、任永和元年之 勅裁、  
 天下之諸社家執 奏之事、可致吉田進退之由、既有 勅定、今御讓  
 位之後未充八月而、被違背事、為亡吉田家業乎、且為王道之衰替乎、  
 所謂、邦之机隍、日由一人、邦之榮懷、亦是一人之慶、實哉此言、  
(勸修寺)  
 九日、甲辰、天晴、頭弁經慶朝臣被任參議故、遣大角主水伸賀儀、  
 隨便宜令申重相經広卿云、天下諸社家執奏之事、任永和之例可致吉  
 田進退之由、去年已雖有 勅裁、当御代難度也、弥如 新院御代頼  
 入存也、彼卿返答云、先以其旨職事方へ可申入由也、  
 甲本と乙本はいま合綴され一本として伝存する。両本の関係について  
 は、既に幡鎌一弘氏の見解がある。それによれば、乙本の記事中には

所々に「予」の記載があり、乙本は当主兼連の日記とする。しかし、以  
 下に述べる如くこの見解には賛同しがたい。寛文三年は兼連十一歳、極  
 く若年の当主日記ということになるが、これが家司の一般的な日記に合  
 綴されて伝存したこと自体が奇異とすべきで、しかも両本の重なる時期  
 を総体的に見れば、両本は記事内容・記載の構成が極めて類似したとこ  
 ろが多い。記主が違えば所々に基本的な差異があつて当然であろうが、  
 両本は類似しすぎているという矛盾がある。むしろ、乙本は甲本を基に  
 して纏めるか、あるいは記事を追加したのではないかと考えた方が理解  
 しやすい。掲出の記事の内容からも不可解な点がある。

乙本の云うところを具体的に見よう。六日条では、鳥丸資慶卿の云  
 われたことを記し、前日には白神祠官の位階のことは奏聞を経られたと  
 ころ、後西院の在位中の例は当御宇（靈元天皇）では用いられ難いとい  
 うことなので、先々代の御宇（後光明天皇）の先例書付を進上すべしと  
 の仰せであつたとのこと。そこでその時期に吉田家より執奏した慶安元  
 年・承応三年四月の二例を上申したという。資慶卿は明日に御披露いた  
 すということであつた、との記事である。八日の内容は、資慶卿に白神  
 社司の儀につき問合わせたところ、卿の申されるには、後光明天皇御宇  
 の例も先例として用いられない、後柏原天皇御宇の例を差上ぐべしとの  
 ことであつたという。そして、このようなことは所詮は吉田による社家  
 執奏を押しえ込もうとする後水尾法皇の意嚮のなせるわざなのではない  
 かとし、去る寛文二年の後西天皇御在位時に、永和元年の勅裁に基づい  
 て「天下之諸社家執 奏之事、可致吉田進退之由」の勅定があり、いま  
 讓位あつて八ヶ月も至らぬ間に、「被違背事」は吉田の家業を亡ぼそう  
 とするためか、はたまた王道の衰退なることか。いわゆる机隍榮壞（不  
 安と安泰）は天子によるとの言はまさにこのことであるよと嘆息の意を  
 示している。九日は、勸修寺頭弁經慶の任參議につき家司大角主水を遣  
 し、賀儀を述べると共に、ついでを以て「去年已雖有 勅裁、当御代難

度也、弥如「新院御代頼入」つたと記す。

後西天皇が讓位し靈元天皇が十歳にして踐祚されたのが寛文三年の正月、天皇の代替りにより勅詔が反故とされてしまったとしている。前例の詮索が厳しくなされ、結局吉田家の望みは達成されなかったとしているようである。朝廷において先例が重視されていたことは当然のこと、理解は出来るが、天皇御宇の違いにより先例の軽重に差をつけ取捨がなされるが如きことは事実と考え難い。なお烏丸資慶は、兼連の生母榮春院の実兄であり、兼連の烏帽子親でもあったから、資慶の云うところは「いわば身内の言であり、先例として掲げる二例も、『吉田家御広間雜記』の当該箇所には所見がないことも注意しておく必要がある。」

以上により考えると、乙本の記事は不可解という他はなく、その詳細さは寛文二年に勅裁なるものがあつたことを言わんとするために偽作されたものと考えざるをえないであろう。そしてその粉飾のために乙本は甲本を元に作られたものということになる。後西院勅定なる書付もまた偽作されたものと結論づけられよう。

吉田家により諸社家位階の執奏は、諸社家に対する神道伝授に比べれば数としては少なかつたが、「神社条目」の発布以前にも細々ながら行つて来ていたことであつた。それが寛文五年（一六五五）の「神社条目」によつて、吉田家には諸国から官位についての問合せや執奏を依頼してくることが増大する。そのことは『吉田家御広間雜記』によつて窺われる。周知の如く、本書は慶安三年（一八五〇）から明治二年（一八六九）に至る約六七〇冊が天理大学附属天理図書館に所蔵されている<sup>(18)</sup>。大部なもので、その利用は容易なことではなかつたが、近時、幡鎌一弘氏らの努力によつて、記載項目のデータベース化がなされ、その一部が印字公開された<sup>(19)</sup>。全体が鳥瞰できるとともに、具体性もあり、誠に有難いことである。この成果をもとに、「神社条目」の前と後で吉田家により社家官位の執奏がどう変化したのかを見よう。まず、本書初年

の慶安三年から寛文五年まで、十五年間で都合十五人であつたのが、寛文六年から十年までの五年間で五十人に急増、その状況を年次別、国別に纏めると次の如くなる。

表2 吉田家執奏による諸社家の叙任

年次別	年次	人数
	寛文6	18
	7	18
	8	9
	9	0
	10	5
	計	50

国別	人数
張河	8
濃勢	6
河陸	6
賀雲	4
防伊	2
後後	2
江模	2
蔵総	2
野中	2
中門	2
豫前	2
尾三	1
信伊	1
駿常	1
加出	1
周紀	1
筑肥	1
遠相	1
武下	1
下越	1
越備	1
長伊	1
伊豊	1
計	50

「神社条目」が触渡されて数ヶ月を経て、諸国の社家から吉田家へ官位の執奏依頼が相続くが、その走りとなつたのが六年五月烏丸大納言の口入れによる三河国の社家五人であつた。これらが六月二日に勅許となつたのを初め、年末までに都合十八人の官位叙任をみ、翌年も十八人が官位を勅許されている。位階は奉仕社の格・職掌等により差があり、従五位下、正六位下、従六位上の三種である。八年に数の落込みがあるのはいま不明であるが、九年に皆無なものと、十年に数が少ないのは、いわゆる社家位階執奏争論と深い関わりがある。また、吉田家へ執奏依頼の社家は、大社、小社さまざまであるが、二十二ヶ国に及んでいることが知られる。

例の十月八日付吉田兼連内願書（『吉田勘文』(1)に掲げる地方の大社、すなわち吉田家が二十二社と共に執奏を遠慮することとした九社のうちにしてからも、出雲大社、熊野社、宇佐社以外の六社、すなわち常陸鹿嶋社、下総香取社、信濃諏訪社、尾張熱田社、紀伊日前社、肥後阿蘇社は、すでに寛文六年〜八年の段階には吉田家との接触を有しており、し

かもその多くが吉田家の執奏によって社家の位階を勅許されているのである。<sup>(20)</sup> たゞ、問題は熱田社と阿蘇宮の場合で、両社の動きが吉田家をして諸社家執奏の権限を確保することの運動を強めさせることになったようである。熱田社の件は、神道伝授などで早くから深いかゝりがあり、また大宮司位階の望みが吉田家に示されていたにもかゝらず、尾張大納言家の口入により職事に直接に申文が申入れられたこと、阿蘇社の件は、撰家鷹司家の執奏により神主の位階の勅許がなされたことを指す。『吉田勘文』<sup>(18)</sup>にその事実が記されている。ことに後者については、ときの撰政と執奏家をめぐって対立的な立場になり、後の諸社家執奏の争論に繋がっていくようであるので、具体的に検討しておくことにしたい。まず、全体を窺わせる史料を掲げる。

⑧ 寛文六年七月二日、阿蘇宮之神主位階 勅許、前殿下執 奏、  
同七年正月晦日、前殿下御亭へ家来三人被召之、阿蘇宮之神主位階  
之事、吉田分執 奏之分<sup>(資廉)</sup>柳原弁へ書状可遣之旨、被 仰出候故、  
畏候由申入、以後柳原弁へ書状遣之候事、

同年二月一日、阿蘇宮之神主<sup>二</sup>一筆申付、去年七月二日<sup>二</sup> 勅許、  
従当家執 奏之分、則去年七月ノ日付也、本紙所持仕候事、

阿蘇社の神主の位階が、鷹司家の執奏により寛文六年七月二日に勅許になったが、翌七年正月晦日鷹司家よりの指示により、職事へ吉田家から申文を出し、吉田家執奏として昨年七月二日付勅許のことを、二月一日に神主に申渡したというのである。勅許が下ってから半年を経ている、しかも執奏者変更を伴っての神主本人への伝達であり、奇妙なことが行われたが、これが吉田家側の強力な主張によるものであったことは次の史料によって窺われる。

⑨ 覚

阿蘇宮内義、則伝 奏衆へ被申達候処、伝 奏衆被仰候ハ、不限阿蘇宮、伝 奏無之神社ハ御沙汰無之候間、左様可被相心得之由、御

返答<sup>二</sup>候、従最前被申候通、他所之事<sup>二</sup>御座候者、伝 奏衆<sup>江</sup>被申入候迄も無御座候得共、越中様之御国<sup>与</sup>申、是又阿蘇宮之事各別<sup>二</sup>被存候故、毛頭無等閑被存候而、伝 奏衆へ被申入候得共、右之通<sup>二</sup>御座候条、宜御断被仰上可被遣之由、侍従殿被申候、以上、  
<sup>(寛文六年)</sup>  
極月六日

吉田家の家司奉書とすべきもので、書出しの阿蘇宮内儀につき、武家伝奏へ申入れたことは、宮内の位階が鷹司家の執奏により勅許されたことに異儀を唱えたことをいうのであろう。これに対する伝奏衆の返答は、阿蘇宮に限らず、伝奏家の無い神社は執奏しがたいので左様に心得らるべし、とのことであつた。最前よりも主人から申された通り、他所のことであれば伝奏衆に申入るまでのことはしないが、肥後細川家の領国内、格別の社につき少しもおざりにされがたいとして、<sup>(23)</sup> 伝奏衆へ申入れられたにもかゝらず、右の通りであつたので、宜しく「御断」を仰せ上げ遣わされたい、と主人兼連は申されている、との内容である。武家伝奏へ交渉したが却下されたという、いわば吉田家にとって不利なことを明記しているのは、「伝 奏無之神社ハ御沙汰無之候間」云々という理由を強く主張しようとしたからに他なく、鷹司家の諸大夫宛に出された案文と考えられる。阿蘇宮内が位階を勅許された七月の初めから十二月に到るまで、吉田家では執拗に主張し、改めて書付を以て異論を唱えたものといえる。主張の論拠は、「神社条目」第二条の「社家位階、従前々以伝 奏遂昇進輩者、弥可為其通事」で、鷹司家は前々よりの伝奏家では無かつた筈であるというものであつたに相違ない。条文上については吉田家と同様であるが、吉田家の主張は、この条文に書かれていない分は吉田家の執奏であるということであつたから、<sup>(24)</sup> 鷹司家の場合とは違うということであつたのであろう。幕府の「神社条目」を楯にしての吉田家の主張に対し、撰家の鷹司家といえども抗しきれなかつた。吉田家の執奏に改めざるをえなかつたというのがその結果であつた。ま



さに撰政鷹司房輔の挫折であった。そして、このことが、寛文九年吉田執奏一件争論における房輔の強硬姿勢の背景になっているのであろう。また、吉田家としても、「神社条目」第二条の条文の限界を改めて認識せざるをえなく、その他寛文七年五月七日に出雲両国造へ永宣旨が出されるという状況などもあり、幕府から正式に書付を下附されることが強く認識されたのであろう。これが『吉田勘文』(1)が出される要因であったといえよう。

## (2) 寛文九年の吉田執奏一件争論の顛末

かくて、十月八日付の(1)吉田兼連内願書案が出される。天下の諸社家で官位を望む輩は、先年仰せ出された通り弥々吉田より執奏する様にとの老中奉書を頂戴仕りたい、との内願である。前述の如く、本書は、寛文九年(一六六九)正月五日、京都所司代板倉重矩の役宅において武家伝奏飛鳥井雅章・正親町実豊兩人へ渡され、重矩より朝廷にて僉議ありたき意が伝えられる。そしてこれは即日、関白鷹司房輔の内覧に入れられる。<sup>(26)</sup>

(2)後円融天皇綸旨、(3)後奈良天皇綸旨、(4)室町幕府奉行人奉書の三通は、(1)の論拠としてのものである。すなわち、(2)は「神祇道管領勾当并天下諸神社執奏之事」は延長五年(九二七)の勅旨に任せ、いよ／＼「神道長上」にて執務すべしという綸旨。<sup>(27)</sup>(3)(4)は「唯一宗源神道行事条々以下」を一子相伝するは吉田一流のみであることを朝廷・幕府で認めたことなどを記すもの。天文三年(一五三四)兼俱の子平野兼永と孫吉田兼右との叔父甥の相論の際のものである。

(5)は、二月晦日、飛鳥井雅章より出された、吉田家の申文に賛同する旨の書付である。その論拠は、(イ)吉田家は天兒屋根尊以来代々、唯一人の神道相伝を受け、諸社祠官の師範であり、(ロ)神祇道管領勾当并天下諸神社執奏の事を仰せ付けられた宣旨・御教書等がある上は、

「諸社執奏之義」は勿論の様に存ずるとし、この趣は先年江戸に於ても幕閣に申入れたところであり、自分の所存は今以て変らないことである、というのである。

これに対する反論が、(6)関白鷹司房輔覚、(7)鷹司家諸大夫口上覚である。二十二社及び書付の大社以外の諸社家が官位を申す時、吉田が執奏あるべきや否の事については、(い)先規よりの社家官位執奏の證文として吉田より出されたものは、天文年中、唯一神道長上職の証文所持の事にて、諸社家官位執奏の儀は所見がない。(ろ)「神社条目」の第二条に前々より伝奏を以て官位を申す社家はいよ／＼その通りたるべしとあり、吉田執奏のことは見えない。伝奏なき社家は旧例を以て古来より職事に附して披露するものである。(は)従つて天下の社家は吉田が執奏するとの儀は、新規の大望である。(に)しかも白川伯家は初代延信王より当年に至るまで六百四十余年、累代神祇伯に補されてきているのであるから、神慮計り難いことである、というのが鷹司の見解であった。そして、(7)で補足を述べている。(ほ)こ、三、四年の間、吉田が諸社家の官位執奏を行つていたので、その事情を尋ねたところ、(へ)寺社奉行・吉良若狭守口上に申渡さるにより執奏している由を吉田家雑掌共申し、その旨を書付にして関白・両伝奏へ断り、近年吉田にて執奏しているという。(と)しかしそのような申渡はなかつたとも聞く。(ち)そうであれば、いよ／＼公武を申し掠めることにて、曲事の至りであるとして、<sup>(28)</sup>厳しくこれを断じたのである。

これに対し、飛鳥井は、(8)(9)(9)を証拠として、(10)の覚を以て對抗し、(ハ)天下六十余州の諸神社の事は悉く以て吉田流の申沙汰であり、直奏すべからずということは、(8)吉田兼俱書付に見えるところであるから、吉田が諸社の執奏を行うことは勿論のことである、との主張を重ねる。なお、これに付された(9)(9)嘉禄三年(一二二七)の文書は後堀河天皇綸旨と称されるもので、<sup>(29)</sup>神祇の管領長上并南座勾当の事は宝龜五年



(七七四) 以来当家一流に限ることなどを記したものである。<sup>(30)</sup>  
 こ、までの文書が、寛文九年二月末―三月初の第一回論戦におけるものである。そして第二回目は、それより二ヶ月余を経た同年五月中旬から九月中旬にかけて行われた。

まず、鷹司方から、(11)の五月十九日付の覚を以て、五ヶ条にわたり問題点が指摘される。要点は次の通り。(リ)諸社家官位執奏の事の見解は先日書付を以て申し述べたところ、飛鳥井は三条西より借写さる、由にて出して来た嘉禄三年繪旨の写一通、吉田兼俱三ヶ条書付の写一通は披見した。(ぬ)その内、嘉禄三年繪旨の趣は、神祇長上の事・神祇伯職の事・十八社社務職の事であつて、これは吉田より諸社家官位執奏の儀を証するものではない。その上、相統いての繪旨等もない。天文二年の繪旨の趣も、神祇道の諸事進退すべきの由仰出されたもので、官位執奏の事ではない。従つて、飛鳥井は所存を申されているが、官位執奏のことは不分明である。(る)兼俱書付の趣というのも、神祇伯は中古以来花山院源氏の白川家が代々継承しており、本来神職の官位は神祇官に付けて伯職の人が沙汰することであるから、伯職でない吉田の官位執奏の儀は信用し難いことである。(を)さらに天下六十余州諸神社の事は悉く当流の申沙汰で、直奏すべからざる由の代々の宣旨等もあるというが、これは繪旨ではなく、兼俱の書付に過ぎない。しかも官位執奏の儀ではない。そのうえ代々の宣旨がある由であるが、一代も相見えないことである。また伊勢の儀、神宮伝奏は応永以来のこと、いうが、五百年も以前より伝奏同前であるところの上卿はあり、しかも吉田とは関りはなく、賀茂・春日も同様であり、兼俱の云っていることは全く相違して、三ヶ条の書付は証文として用い難いものである。(わ)以上により、吉田はいま、で執奏のことなくとも相調べて来たのであるから、このたびの願は新規でもあり、急ぐ要もないことであろう。かつ後奈良天皇繪旨等にいま対抗し難いから、主上が御成長されるまで延引し、先例を広く考え委しく吟味

のうえ勅定されるのが然るべきであろう、としたのである。

そして、(12)鷹司家諸大夫からも口上覚を以て輔房の内意が示される。これは四ヶ条から成るが、論点は二つ。すなわち、(か)神祇官のこと、これが吉田に預けられているとの主張は分明ではないこと。(よ)吉田が証拠として掲げる永和元年(一三七五)の繪旨は兼見の写であり、諸社家官位執奏の儀は所載のないものであること。天文三年の武家御教書(実は室町幕府奉行人奉書)は天文二年の繪旨の内容と変らないものであること。要するに、吉田の主張の根拠とする神祇官のことも妥当ではなく、明確な証拠とするものは何も無いことの駄目押しをしたのである。そして自説の補強のために付されたのが、(13)武家伝奏正親町実豊覚、(14)神祇伯白川雅喬覚、(15)二十二社書付、(16)武家伝奏飛鳥井雅章・正親町実豊連署状、(17)吉田家雑掌鈴鹿和之等四名連署起請文、(18)吉田家雑掌鈴鹿治定等三名連署言上状、(19)吉田兼連口上覚の七通である。

こ、で、これらの書付につき若干の説明を加えておく。(13)は飛鳥井と相役の正親町の見解を示すもの。中立的な立場をとっているが、鷹司の見解に近い。(14)(15)の内容は省略。(16)は、宇佐宮神主到津主膳より官位につき依頼を受けた高家の吉良義冬より問合せ来たことに対し、両武家伝奏が諸社の伝奏について返答したものである。すなわち、宇佐宮より言上のごときは応永の頃までは所見があるが、以後は不分明であること、古くは諸社の伝奏ということは無く、言上の儀は職事を以て行つて来たところであること等を説明し、伝奏の儀はまずは申沙汰御無用の御心得をなされるのが尤である旨を答えたものである。(17)は、吉田家雑掌が主君吉田兼連が「神社条目」を受領した際、幕府に差出した起請文というもの。<sup>(31)</sup>三ヶ条から成る。第一は、今度仰せ出された条目の趣を相守り違背しないこと、及び「社人執奏・許状之儀」につき依怙最厚なく正路に沙汰すること。第二は、神道事理の学を吉田家来の内にて断絶ないように伝授すること。第三は、吉田家当主は若年につき雑掌共万事申合せ吉

田のために尽力すること。このうち注目すべきは、「社人執奏」の  
ことを含んでいることである。そしてこのことは次の(18)でも具体的に示され  
ている。(18)もまた三ヶ条から成る。第一は、「神社条目」を受領した際、  
二十二社は別として伝奏なき社の祠官等が官位を申上げる時は吉田が執  
奏することを仰せ付けられ、高家吉良方より案文まで示されたこと。第  
二は、吉田へ下された「神社条目」の本紙は、諸国へ触渡された写と同  
文のものであること。第三は、二十二社の外伝奏なき社家の位階は吉田  
家執奏とすることを寺社奉行の口上にて申渡されたこと、この事を撰政・  
武家伝奏へ申上げず、当月八月に至り初めて申上げたのは、阿蘇宮  
神主の位階申請・熱田大宮司の官位申請のことが(17)の神文の趣にも違背  
しているにつき申し上げたこと。以上の三ヶ条はいずれも相違ないこと、  
前方に御断り申し上げなかったことは無調法なことであるが御許しをい  
ただき、今後は二十二社の外の祠官等が位階申請する際は吉田へ参るよ  
うに仰せ付け下されたい、という内容のもので、鷹司家の諸大夫兩人に  
宛てたものである。なお、第二条にて改めて断っているのは、吉田家受  
領の条目の本紙には諸国に触渡された写には無い文言、伝奏なき社家の  
位階は吉田家にて執奏あるべしと云うが如き記載があったのかどうか、  
ということが鷹司方から詰問されていたことを窺わせる。(19)は、吉田家  
の支証とする文書三通、ことに後円融天皇綸旨について、これが写であ  
ることを鷹司方が吉田兼連の言質をとったものといえる。

以上、数々の証拠を掲げての鷹司方の主張に対し、約四ヶ月後の九月  
二十一日付の覚を以て飛鳥井が出した反論が(20)である。内容は延々十三  
ヶ条に及ぶ。まず、(12)の第一条目の神祇官屋敷について、以下の(二)～(ト)  
の四点につき反論。(二)神祇官の旧跡は、二条城の近辺にあったが、天正  
十五年(一五八七)の豊臣秀吉の聚楽亭造立の刻に諸士の宅地に頒賜さ  
れ、神祇官は断絶したこと。(ホ)神祇官の八神殿は、天正十八年三月十三  
日に吉田齋場所の境内に再興あるべきの後陽成天皇の勅旨を受け、四月

十八日に八神の社を二字に造立、後に八神別殿となり、これが今の八神  
殿であること。(ハ)慶長十四年(一六〇九)九月十五日に大御所徳川家康  
の詔により、伊勢両宮造替の奉幣発遣の儀が八神殿前にて神祇官の作法  
にて行われた。これが吉田に於ける神祇官作法の始めで、以来後水尾天  
皇即位、当今即位の由奉幣、伊勢両宮造替遷宮等の奉幣など、悉くこの  
吉田の八神殿の前にて執行されてきていること。(ト)このように吉田に於  
て執行されてきたのは、八神殿が有ることによるのであって、齋場所の  
ゆえではない。吉田が神祇官を預り置くことを不分明とし、また正保三  
年(一六四六)伊勢例幣再興のとき神祇官断絶につき吉田齋場所を神祇  
官に借用したに過ぎないとすることは当らない。齋場所の神殿は太元宮  
で、八神殿は太元宮の北方にあり、神祇官の作法はこの八神殿の前に於  
て執行しているのであること。次いで、(11)の「兼俱三ヶ条之事」につい  
て、以下の(チ)～(ヌ)の三点につき反論。(チ)兼俱書付の内、代々の官旨有り  
とするが一代も相見えないとの批難を受けたことに対し、古伝来の文書  
記録の多くが度々の火災により焼失して、兼俱在世の時分は定めて  
代々の官旨は在ったのであり、これらが無く虚言を構えることは衣冠  
を着する輩としてあろう筈がないこと。兼見写の後円融天皇綸旨に、諸  
社執奏の事を吉田に仰せ付けられることが見え、これは「任延長五年聖  
断之旨」とあるのによれば、諸社執奏の儀はすでに醍醐天皇の時にも仰  
せ付けられた様にも相見えること。この綸旨は写であるので用い難いも  
のであるとの批判があるが、筆者不明のものは信用し難いとしても、四  
代前の兼見自筆のものであるので別して証文として重宝なものであるこ  
と。天文二年(一五三三)に兼見に下された後奈良天皇綸旨に、「神祇  
道之諸事、依為神祇管領、古来一身之進退也、」とあり、「諸社執奏之儀」  
も「神祇道之一事」となすべきであろうこと。(リ)伝奏のこと。これは近  
代になって起ってきたもので、称光院御宇の初め応永二十年(一四二三)  
に清閑寺家房等に伝奏の事が仰せられたことが旧記に見え、伝奏は応永

以来の儀なりという兼俱の申分はいわれなきことではないこと。鷹司殿下の書付には賀茂伝奏は応安年中（一二六八―七四）のことというが分明とはい、難いことであり、広く諸家にも尋ねられ伝奏が初めて仰せ出された時分の穿鑿を遂げられるべきであること。(ヌ)嘉禄の繪旨のこと。これについては後奈良天皇繪旨に文字あやまりたるものとの評価がなされている旨が殿下の書付に見えるが、原本を实見した上で云々されるべきであること。次いで白川家と吉田家のことについて、以下の(ル)(ヲ)の二点につき反論。(ル)白川家は代々伯職に補されてはいるが、神祇道管領長上等の繪旨を下される由は聞かないことであること。(ヲ)吉田家は神事の宗源を掌りし天兒屋根尊の後胤で唯一人の大業を受け伝え、神祇道の管領長上を継承し来り諸社の神名・神主官位等勅例の事あれば吉田より勘進し来っているから、いま諸社執奏の儀を仰せ付けられてもこれに応ずることは可能であること。更に鷹司より出された関連文書について、以下の(ワ)(タ)の四点について反論。(ワ)永和元年の繪旨のこと。これは天下諸社執奏の儀を云々するもので諸社家官位執奏の儀ではないとの殿下の書付に対しての意見。二十二社等は神主等官位執奏のこと以外にも奏聞を経ることはあろうが、他の諸国の大小の神社は神主等の官位執奏のこと以外は奏達すべきことは希有なことである。従って後円融院御宇に天下の諸社執奏の儀を仰せ付けられたというのも、官位執奏の事が第一のことと考えるべきであること。(カ)先年宇佐宮神主到津事につき両伝奏より高家吉良へ遣す書状写のこと。これを吉田の諸社執奏の儀についての関連文書として殿下より論議の俎上に上げられたのは不可解なことであり、格別に事情のある社は元来吉田より執奏しないものであることは、先年吉田が江戸に於て差上げた一紙にも見えることであること。(ヨ)吉田家雜掌より鷹司家々司に差出す言上状(18)に関する事。この一紙は先年阿蘇社神主宮内が位階を申す際に家司広庭中務少輔の執持にて成就し、尾張の社家共もこの縁引を以て位階申すにつき、「諸社執

奏之儀御書付」はまだ幕府より頂戴していないが、先年寺社奉行より申渡を受けているので自今以後このような社家位階の儀は吉田より執奏したい旨を鷹司殿下・両武家伝奏へ言上したが、「神社条目」には吉田執奏のこの記載は無いとして殿下及び正親町伝奏は承引しなかった。そこで吉良若狹・牧野佐渡守が吉田家雜掌に徴した起請文(17)に「諸社執奏之事」が記載されていることを主張し、その根拠として起請文の写を殿下・正親町両所の披見に入れたところ、このような書付を只今まで見せなかったことは雜掌共の過失であったと、広庭はこれを糾弾して詫状を書かせた。しかし殿下の家司が吉田の雜掌共に一紙をかゝせることは如何しいことであると両武家伝奏は判断し、双方の一紙、起請文及び詫状をそれ〴〵に返し穩便にことを済ませたところである。にもかゝらず雜掌共書付の写を証拠として差出してくるのであれば、殿下の家司の書付も写はあろうはずであるから差出すべきであること。(タ)先度見参に入れた三条西実教卿から出された嘉禄三年の繪旨(19)のこと。これは先年吉田が諸社の執奏の儀を幕府へ申上げた際に実教卿が当方に持来ったものである。かつ語って云われたのはこのような書付がある上は、諸社執奏のことを幕府へ申上げるのも「無余儀由」であった。しかるに当春には、殿下へはこの一紙を「不用之由」を申されたこととあり、それでは「一事両用之様」に相聞えることであること。

以上の如く、飛鳥井は、鷹司よりの批判に対して、(二)より(タ)に及ぶ十三条のこともを一紙に書き連ね、且つ、(21)吉田八神殿齋場所之図を付し、京都所司代板倉重矩に差出したのである。

そして、約十一月後の寛文十年八月十四日付で関白鷹司房輔の見解が示される。(22)鷹司家諸大夫口上覚がそれである。形式的には主君の意を奉じた関白家の家司の書付であるが、他の四摂家の見解書をも伴うものであり、もはや鷹司個人の意見という次元のものではなく、朝廷の見解として示されたものであった。内容は、(た)その三ヶ条からなる。(た)



まず本論争の性格と経緯につき総括している。吉田願の社家官位執奏の儀については、新規の願いにつきいま然るべからざる旨を去年（寛文九年）五月関白殿下より京都所司代へ書付を以て申し入れたところ、武家伝奏の一人飛鳥井はこれをいち／＼批判する。しかしいづれも枝葉末節の論弁にすぎない。そも／＼ことの起りは、吉田が江戸に於いて訴訟の一紙<sup>(1)</sup>を幕府に差出すにつき、この儀如何あるべきやと朝廷の様子を尋ねたいということ、右一紙を所司代より武家伝奏へ渡され関白へ進上されたことによる。こゝに旧例の儀を吉田へ尋ねたけれども、慥に社家官位執奏の論旨・証文等は無く、撰家中へ尋ねたけれども今に到るも旧例の所見を得られない。これにより吉田願はまず新規の儀に決定したので沙汰し難い、そのように御意得ざるべきこと。<sup>(ち)</sup>当御代は鷹司殿下が当職となつて以来、大小によらず断絶再興の儀は不勅許、新儀はその沙汰にも及ばないことは、武家伝奏も年来承知の筈のところである。吉田の願は「新規莫太之望」であり、容易に沙汰すること決断し難いところであるので、関連の旧記等を広く吟味し主上御成長あり叡慮以て仰出さる、時節に沙汰に及ぶが後難なきこと、関白は恩召されている。まずは従来如く、伝奏なき祠官で先例ある輩は職事を以て申し上げること不都合はない。このことを速やかに伝えらるべきところ、去年より旧例等の穿鑿に尽力したが今に至るも所見を得ずにつき延引したのであること。<sup>(り)</sup>殿下は関白当職である上は、諸官に棟梁するものである。従つて官位政事に関白の裁制は絶対的なもの。しかしながら正理紛れなき儀は忠義の心を以て伝奏に限らず誰人の所存にても立てるべきは勿論である。吉田の儀は新規のことであり道理不分明であるのに、飛鳥井はこの儀ばかりは遠慮なく荷擔し、殿下に対する雑言は凄まじいばかりであった。その上、現段階で決着すべきか否かに疑義あり、殿下の所意はいまは正理見えざるにつき延引しようとのことは、朝廷の儀は軽々しく沙汰なり難いとの考えであつたのに対し、飛鳥井は理不尽にも決着

をつけようとするのは依怙の至りである。それも飛鳥井の書付には事の筋が相違のところもあり、一々再答に及ぶべきではあるが、事長くなり、かつ世俗体の論争の如く成り行くのも無道であるので、全てを終えることにする。以上であり、これに付帯して出されたのが、<sup>(23)</sup>九条等の四撰家の見解書であり、吉田願の儀は旧例の所見なしというのが多数の意見であつた。

### ③ 吉田家の諸社家官位執奏一件に対する幕府裁許

#### (1) 延宝二年の林家勘文と京都所司代覚

以上見て来たように、吉田家の諸社家官位執奏願をめぐつての鷹司関白と武家伝奏の一人飛鳥井との表立つての争論は、寛文九年（一六六九）二月より一年半近くに及んだが、十年八月関白の権限を以て打切りとされ、<sup>(22)</sup>の両通が京都所司代板倉重矩へ渡された。八月十四日のことである。板倉はこれを受けて同日付で次の如き口上覚を武家伝奏に出している。<sup>(22)</sup>

#### 口上之覚

<sup>(兼連)</sup> 吉田執 奏之儀<sup>二</sup>付、<sup>(鷹司房輔)</sup> 従関白殿別紙之書付両通御越候之間、致一覽入御披見候、撰家衆思召之書付、<sup>(光平)</sup> 従関白殿被下之候、私江戸<sup>江</sup>可到持参候、<sup>(兼晴)</sup> 九条殿<sup>(基熙)</sup>・二条殿<sup>(内房)</sup>・近衛殿<sup>(内房)</sup>・一条殿<sup>(内房)</sup>江、右之段御届<sup>二</sup>及間敷候哉、併一応申入可然儀候ハ、<sup>(正親町)</sup> 従御両脚関白殿<sup>江</sup>、吉田執 奏之儀<sup>二</sup>付御返答之趣、私罷下江戸<sup>江</sup>而可申上候間、左様御心得候得之由御断可有之候哉、御了簡次第<sup>二</sup>候、是者実豊卿<sup>(正親町)</sup>へ申候、吉田執 奏之儀<sup>二</sup>付蒐之義者難被仰由、去比預示候、江戸<sup>江</sup>而定而御趣意如何有之候哉と御尋之義も可有之候、御役人儀<sup>二</sup>候間、御遠慮之様<sup>二</sup>



被思召義も可有之候哉、御了簡も御座候者、承参度候、委細者面上

可申上候、以上、

(寛文十年)

八月十四日

(飛鳥井雅章)

飛鳥井雅章

(正親町実豊)

正親町実豊

殿

(重矩)  
板倉内膳正

吉田家の諸社家官位執奏願一件に関する書付両通を関白殿より受取り  
披見した。また各撰家の見解書付も関白殿より送付頂いた。自分が江戸  
へ下向する際にこれらを持参する所存であるが、九条殿等四撰家へこの  
旨を御届けしておかなくてよいかどうか。一応申入れておいて然るべき  
とのことであれば、両伝奏より関白殿へこの旨御心得あるように御断り  
あるべきは如何であろう。またこれは正親町へ申すことであるが、吉田  
執奏の儀については去頃は菟角の儀は申し難いとのことであったけれど  
も、幕閣より必ずや正親町の意響は如何かとの御尋もあろうから、考  
えもあれば承っておきたい、というのである。いうまでもなく本一件の  
争論の中心は鷹司関白と武家伝奏飛鳥井の二人であったが、京都所司代  
が江戸に下り一件の経過と内容を幕閣に説明するためには、全撰家の意  
響・武家伝奏正親町の見解を承知しておくことは必須のことであつたと  
いえる。

鷹司信房は、『吉川視吾堂先生行状』にも、「鷹司殿下道に志おはしま  
(吉川惟足)  
して、先生にま見えて中臣祓を講ぜしめらる、」云々とある如く、神典  
や神道にも深い関心を有していた人物である。これまで見て来たよう  
に、信房の言説を厳しいものにし飛鳥井と鋭く対立したのは、関白とし  
ての立場からであるのみならず、例の鷹司家の執奏により一旦成就した  
阿蘇社神主位階のことが吉田家執奏に振替えられた一件が大きく関係し  
ていることは論を俟たないところであろう。また白川伯家との協力関係  
もあつたことも看過してはならないであろう。そしてまた撰家の多くも  
吉田家には荷擔せず、九条・二条両家は全く否定的であつた。なお、一

条家が当主若年につき返答を避けたのを別にすれば、近衛家が吉田家の  
主張の根拠とする「後奈良院勅書」を披見ありたきこととして穏便な表現  
をしているのは、吉田家が近衛家に家礼していたことに因るのであろう。

一方、飛鳥井雅章は、吉田兼連生母榮春院の養父で、その室は烏丸光  
賢女で榮春院とは姉妹、また兼連の後見人ともなっていた。吉田家とは  
幾重にも深い関係にあり、これにより武家伝奏という役職を楯にして鷹  
司関白と執拗に争論に及んだといえる。その言説も、その根拠を吉田家  
に負っていたのみならず、代弁者という性格に近いものであつたことは、  
吉田家の三家老家の一つである鈴鹿左京家に伝来した文書の中にもそれ  
を如実に窺わせるものがある。<sup>(33)</sup>しかし、飛鳥井は立場上から強弁を張つ  
たもの、結果からいえば極めて後味の悪いものであつたようである。  
(22)にて鷹司関白が争論を打ち切つたことに対し、飛鳥井が心境・不満を  
述べたものがやはり鈴鹿左京家の伝来文書の中に遺っている。<sup>(34)</sup>

(兼連)  
一、吉田事、去春某所存之趣、  
(寛文九年二月)  
以書付申達候処、  
(鷹司房輔)  
於殿下一々被難之候

(飛鳥井雅章)  
二、再其断申入候条々、  
皆以為支流之論弁由候、  
凡事欲立本頭

根、則談枝葉事者、常之理候歟、欲頭本与欲塞本者、支流之弁何  
方可有之候哉、某本自愚昧之質、殊更不弁舌候得者、難述其理候、  
抑吉田家慥成 論旨・證文等無之、新規令決定候条、於此事者相  
濟間敷之由、此条某等之分外候、被仰付候而可応其職候哉と、所  
存之趣令書述而已候、

一、当今御宇、断絶之事御再興無之、尤新規之事者不及其沙汰之由承  
候、出雲国造<sup>二</sup>被下水 宣旨候事者、為指旧例無之様<sup>三</sup>令覚悟候、  
然則旧例無之候而も、(延、下同) 朝廷之御為無障、其申所断有之義者、被  
成下候而も不苦義<sup>二</sup>而可有之候哉、諸社家官位執 奏仕度由、吉  
田申上候事者、朝廷之御為無別義、其申所も断有之様<sup>三</sup>存候故、  
違慮も非無之候得共 其趣<sup>右</sup>以書付申入通<sup>二</sup>と、愚意之趣令書述候処、理不尽<sup>三</sup>令荷擔存  
依怙之由、從殿下被書付候、此段有道之人者、還而理不尽之確執と

可承候哉、

一、某書付、事之筋目相違候間、一々可被難之候得共、世俗之訴論ニ事似候間、被閣之由（優々敷相聞候乍然）、世俗之論訴と者、以一事相争之時、一方ニ令偏頗、理ヲ非ニ申掠候事ニ而可有之候哉、於此事者、各申所存之趣可被仰付哉否之道理者、上之御沙汰ニ候得者、筋目相違之事者、一々可被書述義ニ候処、於此事殊更ニ六ヶ敷被沙汰、剩某存偏頗之由与恥辱候段、於權勢有餘之所致歟、迷惑之至、為御断重而述愚意候也、

内容は三点、概略を述べれば次の通り。第一は、論弁の立場。支流の論弁とまで批判を受けたが、果して何方が支流の弁であろうか。いったい慥かなる論旨や証文等は無く、新規の決定ということになるので沙汰しがたいとの由、これは自分の分際を超えるところで、需められたので武家伝奏としての職責を果すべく所存の趣を書き述べたまでのことであること。第二は、依怙最負をしているとの批判に対する反論。当今御宇は断絶再興のことはもちろん新規のことは詮議にも及ばないことというが、出雲国造への永宣旨の下付は指したる旧例も無いこと、考えられる。旧例がなくても朝廷のために障りないことやその申すところに理があれば、勅許あつても支障はないのではないか。吉田の諸社家官位執奏のことは朝廷のために支障もなく申すところも理があるようであるので、遠慮をしつゝも愚存を書き述べたところ、理不尽に吉田に荷擔し依怙最負をしていると批難された。これは却つて理不尽の確執といふべきではないか。第三は、論議打切りに対する抗議。世俗の訴論の如くになるので打切りにするというのは怪しからぬことで、当方の筋目相違の事は一々書き述べられるべき義であるところ、殊更に難しく沙汰され、しかも自分が依怙最負をしているとの恥辱を与えられるは、大いなる権勢の押しつけではないか。迷惑の至りである。この旨再度主張しておきたい、というのである。飛鳥井の大いなる憤懣・屈辱の程が窺われる。なお、飛鳥井がかくも強弁を張つて閔白に対抗したのは、吉田と血縁等に

より深い間柄にあったこともあるが、そのみならず「神社条目」との関連、これまでの幕府の意嚮がその背景にあったことも否定できないであろう。このことについては後に改めて検討することにした。

いずれにせよ、こゝに朝廷の論議より幕府の吟味へ移され、幕府ではこの具体的検討を儒者林弘文院（春勝、春齋）に令した。弘文院により纏められた「二十三通之要文」、「弘文院勘文」、「別紙愚見」が幕閣に提出され、京都所司代永井尚庸覚を以て幕府の裁許が示されたのは延宝二年（一六七四）八月のことである。<sup>(22)</sup>鷹司家諸大夫口上覚が寛文十年（一六七〇）八月に差出されてから丸四年が経っているが、このように長期を要したのは、「主上愈御年齢相加、御定之時節、先例被広考委御吟味之上、被仰出可然候歟、」と鷹司が述べていることに関連しているのかもしれない。因みに、靈元天皇は寛文十年には十七歳であったが延宝二年には二十一歳、いまや主上御若年につき諸事決裁しがたいという状況は脱していたといえる。

「二十三通之要文」は、八ヶ条から成り、吉田の願意のこと、吉田の証文のこと、閔白の意嚮のこと、嘉禄三年の論旨のこと、神祇官のこと、伝奏家のこと、主上御成長の上にて決裁のこと、撰家意見のこと、以上の各項につき要点を纏めてある。「弘文院勘文」は、九ヶ条から成る吟味結果を纏めた見解書。吉田社のこと、卜部先祖のこと、神祇伯のこと、伊勢への勅使四家のこと、永和元年の論旨のこと、吉田の神道長上のこと、諸社伝奏のこと、吉田の神祇官のこと、諸国社家の官位のこと、以上である。この内、特に注目しておきたいのは、第五の永和五年の論旨についての林家の見解である。少し時代が下るが吉見幸和が偽作にかゝるものであることを厳しく批判しているのは前述の通りである。<sup>(35)</sup>しかし、林家では「此論旨、私ニ作り候モノトハ存ゼラレズ候、」<sup>(35)</sup>としているのは、いささか吉田に手加減を加えているようにも思われる。また第六の吉田の神道長上についても、「長上卜申候へバ、神道ノ事ヲツカサ

ドルコトハ勿論ノ様ニ存ジ候、但シ天下ノ諸社官位取次ト申ス文言ニ相  
 応スベキヤ否ヤハ、了見難決候、」と長上を認めているのも同様に考え  
 られる。

「別紙愚見」は、林家の個人的見解を述べたもので、五ヶ条から成る。  
 まず第一は、「神社条目」にも無位の社人装束許状の規定のみにて、「官  
 位ノ取次ノ事ハ」ないので、この条目の記載は誤りとも申し難いであろ  
 う、という。この解釈は難しいが、恐らく吉田の諸社家官位執奏のこと  
 は「神社条目」には記載のないことで、記載のないことが誤りではない  
 ということを意味しているであろう。幕府としては吉田の諸社家官位  
 執奏のことは想定外のことではなかったかと考えられることを示してい  
 るといえよう。第二の「吉良若狭守・寺社奉行口上ニテ申渡シ候儀」、  
 つまり諸社の官位執奏の許しを口上を以て申渡されたということに対し  
 ては、これを疑問視している。しかも第三で、関白の仰せの如く伝奏な  
 き社家は職事に付し申沙汰すればこと足りるとしていること、合せ考え  
 れば、吉田の願を認めなくてもよいという考えを示したものと見える。  
 第四は、いまほどは主上御成長につき（二十歳） 叡慮次第と仰せ遣わされ  
 て如何、というのであるが、長期に亘って争論しても決着つかなかった  
 訳であるから、状況の変化がない以上容易に勅定されるものではない。  
 非現実的な意見というべきであろう。第五もそうである。白川も吉田も  
 神職の家であるから、伝奏なき諸社家の官位取次・無人の社人の装束、  
 ともに両家相談にて執奏するようにと、「新儀」に仰せ付けられても後  
 になってうける謗りはなからう、というのである。しかしこれは極めて  
 大胆な意見であって、このようなことが可能になることはまずは現実的  
 には無理であろう。「神社条目」の趣旨に添ったものとは考え難いとい  
 わねばならない。このように見えてくると、この一件の対抗に林家がいか  
 に苦慮したかが理解できよう。

かくて、これらを踏まえ幕府の裁許が下される。京都所司代永井尚庸

覚として出されたものがそれである。

覚

社家位階之事、先規ヨリ伝奏有之ハ勿論、無伝奏社家モ、吉田不可  
 及執奏、雖然遠国ヨリ吉田へ頼来社人位階之事ハ、吉田ヨリ職事マ  
 デ申入相調可然候、無位無官ノ社人之装束ハ、吉田ヨリ可有指図者  
 也、

（延宝二年）  
 寅八月十七日

この文書が出された状況について、先に『吉田勘文』の諸本を掲げた  
 うちⅢの「吉田家文書旧記写」には次の如き注目すべき記載がある。

右、雅楽頭・美濃守・大和守・但馬守・播磨守列座ニテ、永井伊賀  
 守ニ渡ス、伊賀守在府中、老中相談ニテ如此可然ト、京都ニテ各へ  
 申シ渡スヘシ、但シ（徳川家綱） 上意ニテ決定スルニ非スト、伊賀守口上ニ可  
 申トナリ、清書以後、寺社奉行小笠原山城守・戸田伊賀守一見、

これによれば、前掲の永井尚庸覚は、尚庸が大老・老中列座にて申渡  
 されたものであること、そしてこれは尚庸の江戸在府中に老中相談の上  
 にて決定されたものであるが、將軍上意にて決定されたものではないこ  
 とを口上にて付言すべし、とされていたことが知られる。幕府の重要な  
 決定事項の布達は、普通には將軍の意を奉じて発給される老中連署奉書  
 を以て出されるところであるが、こゝはそうではなく老中決裁の京都所  
 司代の覚として出すべしというのである。このように一見屈折した扱  
 いがなされているのは、「神社条目」との関連からと思われ、この申渡は  
 条目の施行方策を示す次元のものであったからに他ならないであろう。

尚庸は、この年四月四日江戸に下り、それより四ヶ月余在府、八月  
 十三日帰洛の暇を賜い、その月末に江戸を發ち、九月十二日上洛した。  
（36）  
 翌十三日、武家伝奏日野弘賢・中院通茂は連絡を受けて所司代役宅に赴  
 き、尚庸に出会い、禁中へ將軍よりの御言伝など七ヶ条を伝えられてい  
 る。そのうちの二ヶ条は幕府裁許に関するもの。武家伝奏の日記『通茂



公記』には次の如く見える。<sup>(37)</sup>

一、一乗院大乗院寺務職之事、

一、吉田許状之事、

右兩条、裁許之旨書付被見之、尤之由申之、於然者其通可申遣之由也、可申渡之書付被見之、

一乗院云々のことは、興福寺寺務職を一乗院辞退ありて大乗院に勅許然るべしとのこと、吉田許状の事というのが、吉田家より願の諸社家官位執奏のことであり、共に各々に裁許のことを申渡すべしというのである。しかし、この申渡は武家伝奏方の談合により、まず禁中(靈元)・法皇(後水尾)に奏上した上で関白(房輔)に申し、吉田へ申渡すこと、なった。

さて、その申渡であるが、『通茂公記』延宝二年九月二十六日条に見えるものと、前掲の『吉田勘文』所載のものは、文言の表記が所々に異なるがある。恐らくこれは前者は所司代が老中より引渡されたもの、後者は口上を以て申渡す覚であることの表記の違いなのであろう。<sup>(38)</sup>内容は、社家位階の事は、先規より伝奏あるは勿論のこと、伝奏なき社家も吉田が執奏するに及ばない、しかし遠国より吉田へ頼み来た社人位階の儀は、吉田方より職事まで申入れ相調え然るべし、無位無官の社人装束は、吉田家よりの指図たるべきである、というのである。「神社条目」の第三条、第四条に該当する。

吉田家では第二条の「従前々以伝奏遂昇進輩」以外の社家の執奏は吉田家が行うことを意味するとし、また口頭での申渡を受けたと主張し、これを正式に認められることを願っていたのであったが、これは不可とされたのである。社家のなかには吉田家の支配・干渉を離れて合法的に存在しようとした者もあり、これらの社家にとってはその主張の有力な根拠となる条文でもあった。

しかし、吉田家の願いは不可とされながらも、位階を望む社人から依頼され、職事への取次は可ということ、旧来からの寺社伝奏の場合

でも職事を通さずには成り難いことであるから、吉田家の望みは全くは否定されていないのである。

従って、吉田家では少なからざる成果を得たことになるわけであるから喜ぶべき状況であった筈であるが、これで満足することなく、この後も諸社家の官位執奏願が公式に認可されるよう運動を続けていく。

## (2) 幕府の方針の転換

以上、延宝二年の「覚」が出されるに至った経緯、幕府裁許の意味について具体的に検討してきた。そしてこれは幕府の方針の転換であったともいえる。一方、吉田家でも諸社家の官位執奏問題はその後も主張を継続していき、幕府もその対応を微妙に変えていく。以下、幕末までの大きな流れに基軸を据え見ておくことにしたい。

こゝで、行論の都合上、幕府の神社行政の根幹である「神社条目」の条文について確認しておきたい。この条目はいくつかの刊行法令集に収載されているので今更という向きもあるが、実はこれまで一般的に引用されている刊本には所々に誤りがあり、それが研究論文などでもそのまま、引用されていることもあるので注意を要する。かつて拙稿でも明らかにした如く、この「神社条目」の本紙は吉田家に発給され、將軍の代替りにともなう吉田家充知行安堵朱印状の書替えと同様に書替えられた。<sup>(39)</sup> 諸国へはこの写が老中連署を以て触渡されたのである。<sup>(40)</sup> そこで改めて原本の写を次に掲げておく。

### 定

- 一、諸社之祿宜・神主等、専学神祇道、所其崇敬之神躰、弥可存知之、有来神事祭祀可勤之、向後於令怠慢者、可取放神職事、
- 一、社家位階、従前々以伝 奏遂昇進輩者、弥可為其通事、
- 一、無位之社人、可着白張、其外之装束者、以吉田之許状、可着之事、
- 一、神領一切、不可売買事、



附、不可入于質物事、

一、神社小破之時、其相応、常々可加修理事、

附、神社無懈怠掃除可申付事、

右条々、可堅守之、若違犯之輩於有之者、隨科之輕重、可沙汰者也、

寛文五年七月十一日

御朱印

なお、流布の刊本との異同を注記しておけば、次の通り。まず『御当家令条』(五四号)では、第一条の「向後於令怠慢者」の「令」を脱し、第二条の「無位之社人」の「之」を脱し、「以吉田之許状、可着之事」の部分で「吉田之許状以可着事」とし、第四条の「不可入于質物」の「于」を脱する。『御触書寛保集成』(二一七四号)では、第一条の「所其崇敬之神社」の「崇」を脱し、第四条の「神領一切、不可売買事」の一行を脱漏している。『徳川禁令考』(二五四四号)では、第一条で「崇」を脱し、最後に「右之条々」とあり、「之」を付加してある。

寛文五年の「神社条目」より延宝二年の「覚」まで僅か九年、幕府は「神社条目」の規定の解釈に一部変更を加えた。そしてそれより三年後の延宝五年三月、京都所司代戸田忠昌覚を以て、社家の補任につき三ヶ条から成る規定を申渡している。

覚

一、古證文所持仕候雖為社家、奉行所江不伺之、其所支配之證文、被出間敷事、

一、諸国大社之下社家、其所之神主添状無之社人に、補任状被出間敷事、  
一、神主望候補任状者、其所之御代官并給所之地頭方より添状於無之者、被免許間鋪事、

以上、

吉田家に伝来した文書で、端裏に「延宝五丁巳年八月廿九日、戸田越

前守被渡之、」とある。この日吉田家当主の兼連が京都所司代戸田忠昌の役宅に招かれ、戸田より江戸より来る「覚書」の申渡を受けたことは、武家伝奏花山院定誠の日記である『定誠公記』によっても確認できる。<sup>(42)</sup> (イ)旧例ある社家といえども、奉行所へ伺わずして所支配の証文を出してはならないこと。(ロ)下社家の者へその所の神主の添状がなければ、補任状を出してはならないこと。(ハ)支配の代官ないし奉行の添状がなければ、補任状を免許してはならないこと。こゝでいう補任状は、具体的には吉田家神道裁許状、吉田家発給の各種許状を指しているものと考えられる。そして官位の叙任にも適用されるものであろう。幕府が吉田家を以て諸国の社家の統制を一層進めようとしていたことを示すものと理解できよう。

さらにその六年後、天和三年(一六八三)幕府は朝廷における執奏の在り方の整備をも行ったことが、次の文書によって知られる。<sup>(43)</sup>

天和三年九月十八日、從中山頭中将触状到来、

覚

一、撰家・宮門跡を始、執奏之義無用之、関白殿并両伝奏江被達之上、可被及 叡間候、尤寺社等之伝 奏も、其筋々之義、是又両伝奏江被遂相談、言上可然事、

一、実貞<sup>二</sup>而職業を励仁、又者常々行跡不宜輩於有之者、両伝 奏より其方迄被申聞尤之事、

右之趣、此度御内意付而、其方迄書付相渡候、<sup>(花山院定誠千種有能)</sup> 両伝 奏衆へ可被申達候、以上、

七月廿九日 <sup>(天和三年)</sup> 堀田筑前守 <sup>(正俊)</sup>

稲葉丹後守殿 <sup>(正任)</sup>

將軍綱吉の代始め施策の一つと位置づけられるもので、これと同様に「武家諸法度」の改訂発布もなされている。撰家や宮門跡といえども直接執奏することを差止め、関白及び武家伝奏を通して叡間に及ぶべき

こと、寺社伝奏も武家伝奏へ相談のうえ執奏に及ぶべきこと、また公家衆等の勤励者、不行跡者があれば京都所司代へ一報するのが尤もなること、これらは将軍上意であるので両伝奏へ申達するよう、大老より所司代へ報じたものである。執奏には関白の内覧のみならず、武家伝奏の内見を要すること、なるのはこの覚によってであり、関白・武家伝奏を通して朝廷統制の一層の強化を幕府が図ろうとしたものと理解できよう。

そして、その翌々年の貞享二年（二六八五）には、前年の諸大名に對する領地や安堵の判物朱印状の頒布に引続き、公家・門跡・寺社に對する家領寺社領安堵の書替が一斉に行われた。六月十一日付である。吉田家はこの時、家領朱印状とともに「神社条目」を書替えられて受領した。こゝで注目すべきは、全く同一のものではなく、「神社条目」の第二条に記載の変化が見られることである。寛文時(A)、貞享時(B)の当該条を比較してみよう。

(A)一、社家位階、従前々以伝 奏遂昇進輩者、弥可為其通事、

(B)一、社家位階、以伝 奏遂昇進輩者、弥可為如先規事、

(A)は、社家の位階（官位）は決った伝奏のある神社は昇進（叙任）可能であるが、無い場合は無理であることを意味していた筈である。しかし、実際上は、吉田家などは従前よりの関りがなくとも社家の官位執奏を行って来ていた事実がある。それが延宝二年の所司代覚によって、吉田家へ頼み来たならばという条件つきながら、吉田家の諸社家官位執奏のことが公的に認められた。(B)はこれを反映したものである。こゝでいう「可為如先規」というのは、これまで伝奏を以て昇進を遂げて来た輩とはということになり、(A)とは意味が大きく違ってくる。すなわち、この(A)から(B)への改訂は、執奏の枠組の拡大を意味するものであり、従来からの寺社伝奏や吉田家の執奏に限らず、白川伯家の活動をも助長すると共に、新たに公家衆の執奏家となることの道をも開くものでもある。それは寛文段階においては限定的であった寺社伝奏の数が、時代の推移と

共に増加の傾向にあることが如実に示している。そしてそれを可能にしたのは、吉田家の支配・干渉を離れて合法的たりえようとする社家、井上智勝氏の称呼でいえば「本所外神職」の存在<sup>(44)</sup>による経済効果を目論む公家衆の存在の結びつきがあったことによる。なお、その後吉田家は幕末までの間に、都合七通の「神社条目」を幕府より受領するが、(B)の文言に変化はない。

このように、(B)への改訂は社家の官位執奏の在り方に変化をもたらすことになるが、吉田家の場合を具体的に見ておこう。前述の如く寛文八年に社家の官位執奏を願うに当って、吉田家では二十二社や出雲大社などの諸国の大社は除外することを公言していたが、この主張と矛盾することも選択するようになり、下総香取社の社家の執奏なども吉田が行うようになる。近衛家伝来の文書の中に次のように見える。<sup>(45)</sup>

一、元禄十四年五月十二日、下総国香取之大祢宜官位為願上京<sup>(46)</sup>付、両

伝 奏柳原前大納言・高野前中納言へ、高家大友近江守分書状を附<sup>(47)</sup>

候、就右柳原分構無之哉之旨彼是被尋、則両伝 奏今吉田へ被附執

奏候処、同六月八日、讃岐守・従五位下 勅許被成下候事、

高家―武家伝奏を経て吉田家の執奏により香取社大祢宜の官位の叙任がなされたことが知られる。<sup>(46)</sup>以後、香取社の社家執奏は吉田家が管することになる。寛保二年（一七四二）には、肥後阿蘇社の神主の官位叙任の申請が出されることを察知した吉田家では、両武家伝奏まで十二月十五日付書付を以て、従前の阿蘇社との経緯を述べ、「若他之御執 奏を以、官位等相願□之趣御座候間、御差止メ被下候様ニ被致度候」と届出ている。<sup>(47)</sup>また、常州鹿嶋社・信州諏訪社・紀州日前社も吉田家の傘下に属していく。<sup>(48)</sup>

しかし、官位を望む社家の増大、執奏の枠組の拡大により、諸社家の官位執奏の進展を図る吉田家としては憂慮せざるを得ない状況となっていた。享保十九年（一七三四）には改めて前々より伝奏ある社以外の社

家の執奏を吉田家に仰付けられるよう幕府に出願している。<sup>(49)</sup>

享保十九年十二月九日

一、諸社家官位執奏之儀、近年段々致混乱候<sup>(二)</sup>付、又々願書相認、  
両伝 奏葉室大納言・冷泉前中納言へ差出候、尤右之趣、当御所江  
も申上候、

口上之覚

諸社之社家官位執奏之事、吉田家代々 繪旨之趣ヲ以執奏仕来候故、寛文五年於関東 御条目頂戴候節も、弥其通相願候処、御吟味之上願之通被仰付、前々々伝 奏相定候社者其通、其外者吉田執奏可仕由<sup>(三)</sup>而、御条目致頂戴、諸社執奏仕来候処、延宝二年永井伊賀守諸司代之節、吉田家江頼来候輩者可致其通之由被申聞候、个様<sup>(四)</sup>有之候而者、繪旨・御条目之趣難相立、致迷惑罷在候処、貞享四年可為如先規之旨、継目之 御条目被下、諸社一同致執奏候処、近年又々混乱仕候故、段々先年御願申上候得共、不及御沙汰、其以後弥諸家分執奏之儀有之、神祇道之掟相乱候、其子細諸社之社家方其社<sup>(五)</sup>附来名目伝来等遂吟味、其所之役人證文持參之上許状ヲ遣、或官位執奏申候、然処神祇道之作法ヲ乱、殊遠国<sup>(六)</sup>而色々不法之装束等令着用、我意之振舞仕候輩間々御座候、左様之節者、吟味之上其品<sup>(七)</sup>より所之役人<sup>(八)</sup>も油断候儀御座候、个様之社家者却而吉田家ヲ相背、他家江致出入、官位等願候者多御座候、个様<sup>(九)</sup>成行申候而者、諸社之社家方不法之儀不相止混乱仕、神祇道之掟相乱、被下置候 繪旨・御条目之趣難相立候条、従前々伝 奏有之社者各別、其外之社家方代々勤来候通執奏仕候様<sup>(一〇)</sup>、御憐愍ヲ以被仰付被下候様<sup>(一一)</sup>相願申度存候、尤前々勤来候訳別<sup>(一二)</sup>注進仕候、右之趣、宜御沙汰頼入存候、以上、

(享保十九年)  
十二月九日

(吉田)  
兼雄

葉室大納言殿

冷泉前中納言殿

諸社家の官位執奏の儀が近々段々に混乱してきているとして、吉田家より武家伝奏へ出願した案である。(イ)寛文五年に「神社条目」を頂戴した節、前々より伝奏の定まっている社家以外は吉田家が執奏するよう仰せ付けられたが、(ロ)延宝二年の「覚」により、吉田家へ頼み来る輩はその通りに致すべく申聞かされ、これでは吉田家を受けていた繪旨や御条目の趣も相立ち難く迷惑していたところ、(ハ)貞享四年に先規の如くたるべき旨、継目の御条目を下され諸社一同に執奏いたしていた。(ニ)ところが、近年またく混乱し、諸家より執奏の儀もあり、不法の装束等を着用する者もあり、神祇道の掟が乱れてきている。(ホ)これでは繪旨・御条目の趣も立ち難いので、前々より伝奏ある社は各別、その外の社家方代々勤め来た通り執奏するよう仰せ付けられたく相願いたい、という内容である。吉田家の論理がよく窺われる点でも注目すべきものである。すなわち、①吉田家が「神社条目」を頂戴したことを、吉田家代々の繪旨の趣を以て執奏してきた故であると認識していたこと。②「神社条目」に明言はないが、伝奏の定っていない社の社家官位の執奏は吉田が行うことを示すと解し、③条目受領の際にもそれにて然るべき旨仰せ出されたと主張していること。④吉田家が諸社家の官位執奏、装束等の免許を行うことが、神祇道の掟であると主張し、これの基づくところは代々の繪旨及び御条目であるとしていること。以上である故に、(ロ)の如く延宝二年の「覚」も、吉田家にとって喜ぶべきことではなかったことになつた。②の吉田家の認識は必ずしも社会一般の共通認識となり難いものであつたことは前述の通りであるが、吉田家の論理としては当然のこと、理解していたことは、元文五年(一七四〇)京都町奉行所より「從權現様御代々御条目・御定書」の吟味をするにつき、関連のものがあれば差出すよう要められた際に、吉田家では、吉田社に附されたものは無いがとして、「吉田家へ被下候御条目者有之候得共、是ハ諸国諸神社之



御条目<sup>二</sup>而候、畢竟諸国神職之輩ハ、吉田家支配候故、吉田家<sup>二</sup>被下候、吉田社<sup>二</sup>附候訳<sup>二</sup>而ハ無之段申之、<sup>(50)</sup>と述べていることは、極めて示唆的であり、考え方としては矛盾はない。但し、③の欺瞞性は前述の如くであり、しかも①④でいう代々の論旨自体が真を置き難いものであることもまた前述の如くであった。にもか、わらず、神祇道の掟を管掌しているとする吉田家の存在を主張していくためには①②③の主張は不可欠のことであったといわねばならない。そして、②は吉田家の常に変らぬ運動方針となっていたのである。

以上、吉田家の主張の実際を見て来た。吉田家への「神社条目」の下附につき吉川惟足が一方ならぬ運動をしたことは、『吉川視吾堂先生行状』に見える。師恩に報いるため公儀に働きかけ、吉田家の「諸国社人執奏の事」も本来白川伯家に附属することにて吉田家にはなり難いところを尽力して調えたことが強調されている。また、惟足を師と仰ぎ、当時幕閣の主導的位置にあった保科正之もそのように考えていたようであり、『会津藩家世実紀』寛文五年十一月八日条によれば、「神祇管領職」を以前の通り吉田家の職掌とするよう仰せ付けられるが然るべき旨を、かねてより保科より申し上げていたところ、当夏、吉田へ「神祇管領職」を再び建置されるよう公儀より仰せ渡された云々と見える。これらよりすれば、「神社条目」には潜在的に吉田家の「神祇管領職」のことが盛り込まれたものであったと推測すべきであろう。<sup>(51)</sup>それが寛文九年吉田執奏一件争論を経て、延宝二年の「覚」、貞享二年の「神社条目」により、幕府は若干の軌道の修正を行い、第二条の明確化と執奏枠の拡大方向に進むのである。

では、吉田家は朝廷に於てはどのような位置にあったのであろうか。いうまでもなく、吉田家は二十二社の一つ吉田社の預で、唯一神道教団の本所であり、吉田神道行事の管領であり、堂上でもあった。家格は半家、いわば下級の公家衆である。家領は七百六十石余。これは中級上に

位置する。堂上の伝授者も多く、種々の神道伝授を行っている。参考までに、『吉田家御広間雑記』の伝存する最初の慶安四年（一六五〇）から寛文五年に至る十五年間に見える関連記事を纏めたのが、表3である。（但し、該期間には原本を欠く部分があり、且つ調査の際の脱漏の恐れもあり、網羅したものとはいえず、難しいことをお断わりしておく。）

表3 『吉田家御広間雑記』に見る堂上への神道伝授

神道伝授年月日	日記中の表記	実名	伝授内容	冊次
慶安三年二月五日	正親町宰相	実豊	奉幣伝授	一一
〃 六月八日	三条正親町少将	実昭	中臣祓伝授	一一
〃 六月廿六日	一条大将	伊実	奉幣伝授	一一
〃 後十月二十三日	阿野中納言	公業	奉幣伝授	一一
慶安四年三月十五日*	藤谷中納言	爲賢	奉幣伝授	一一
〃 同日	同 息子	為條	奉幣伝授	一一
万治三年三月十七日	阿野大納言	公業	奉幣伝授	一〇
寛文四年三月十日	日野大納言	弘資	奉幣伝授	一〇
寛文五年二月二十一日	八条式部卿官	穩仁親王	奉幣・参詣次第伝授	一四
〃 四月十日	舟橋式部少輔	經賢	十八神道相伝	一五
〃 六月二十六日	一条	教輔	奉幣・中臣・六根・身曾貴・三種大祓・祝詞等相伝	一五

\*は依頼してきた日を示す。

また、吉田家の分流堂上の卜部家は、萩原、錦織、藤井の三家があった上、「御門弟之堂上方」と称される家々があつて、定期的に吉田家に参集して「天度祓」を吉田家当主である「管領」のもとに神事を勤行する習わしとなっていた。一例を掲げる。『吉田家御広間雑記』元文元年（二七三六）五月二十七日条に、次の如く見える。

一、御門弟之堂上方、当月天度祓御勤行当日也、<sup>当正月ヨリ被初之、正、五九月御勤行也、</sup>卯

半刻各御集会、御人数如左、

- 風早三位実積卿 風折、御掛、白八組、御淨衣、御指貫、同上、
- 六条三位有起卿 御掛、白四組、
- 萩原刑部卿兼武卿 御冠、御掛、白八組、御齊服布、御指貫、

錦織三位従久卿

同上、

樋口三位基康卿

風折、御掛、白四組、  
御淨衣、御指貫、

豊岡中務大輔光全朝臣卿

同上、

姉小路右中将公文朝臣

同上、  
御襲御着、初而依御出座也、

萩原左衛門佐兼領朝臣

御衣冠、  
御掛、白四組、

裏辻侍従公風

御淨衣、御指貫、  
風折、御掛、白四組、

風早侍従公金

同上、

已上御十方也、当月御催兼武卿御所也、公文朝臣従当月初而御出

座也、外山左兵衛佐光任朝臣・堤侍従俊幸御所、依御所勞御出座

御断也、

各御来臨、於御書院(吉田兼雄)家君御対談、先御湯漬被進、其以後御祝儀之御

吸物・御酒等被出之、相濟而早速可被初之処、大雨雷鳴ニ付暫時御

見合七有之也、已<sup>レ</sup>半刻計雨少シ依晴、御作法被初之、

(吉田兼雄)  
管領 御冠、御掛、白八組 御着、  
御齊服、御指貫、

先管領御書院於東ノ御縁御手水、(中略)宗源殿参集、(下略)

この会は門弟の堂上方十人が吉田家に参集し、宗源殿において管領の指揮のもとに天度祓百二十座を各執行。すなわち中臣祓を各自十二反ツ、読誦。次いで同音祓一座、各一同読誦。次いで管領が宗源壇の座にて祈念の願文を読誦。天度祓の行事終り、御書院にて門弟方は管領より「神道妙壇三元加持天度運数之御祓」等を頂戴するのである。毎年正月に執行される習わしになっていたが、元文元年よりは正月、五月、九月の三度行われることになる。<sup>(52)</sup>門弟堂上方よりの別しての願望によるという。かなり自主性の強いものであったのか、衣鉢も管領は常に斉服であるが、門弟は時により人により衣冠、斉服、浄衣等いずれなりとも所存次第であったことは、前掲の記事の通りである。門弟は元文・寛保期を例にとると、風早、六条、萩原、錦織、樋口、豊岡、姉小路、裏辻、外山、堤、大宮、石井、甘露寺、富小路、梅小路の家々である。このうち毎回十人

前後が天度祓の執行に加っている。大半が下級の公家衆である。分流の家以外の家々が門弟となった経緯、天度祓の性格等不明な点も多いが、堂上方に多くの門弟をもち定期的に吉田家に参殿し行事を行う体制にあったのである。吉田家は神祇次官にして神祇大副を先途とし、伯家の白川家(二百石、花山院源家はこの一家のみ)の下位にあったが、神社界はもとより堂上界においても隠然たる勢力を有する存在であったといえよう。

しかし、江戸時代も後期に及ぶにつれて白川家が神祇伯家としての伝統の上に、当時の思想傾向の波にも乗りつ、勢ひ吉田家とも対抗して、漸く神社界へ昔日の面影を追憶して驥足を伸ばしてゆく。それを具体的に窺わせるのが「諸国神社附属帳」である。<sup>(53)</sup>白川家の所管社・諸門人の増加により、各地で吉田家配下の社家等との紛争、いわゆる伯卜論争が展開されていくことになる。こうした状況のなかで、諸社の社家官位の執奏について朝廷でも一つの方針が示される。

一筆致啓達候、然者今度於 禁中被 仰渡候趣、

諸社之社家官位執 奏之事、唯今迄有来通致執 奏来候家々江頼来候者、従其家々可有執 奏候、且又只今迄従吉田官位執 奏無之社家、吉田江頼来者、勿論吉田可有執 奏候、吉田江不頼来外江頼来社家有之候者、従其頼来家、官位之儀者可有執 奏候事、

右、従何方官位執 奏候共、神道伝授并無位之社人着用之装束等之儀者、吉田之下知ニ可相隨候事、

右之通御座候、依之此旨申上置度、御老中江以飛札申入候間、宜御

沙汰御伝達頼入存候、恐々謹言、

(寛政四年十二月廿八日)

同日

高家肝煎(広孝)

六角越前守殿

(信復)

中條山城守殿

(義珍)

大友式部大輔殿

良一 候

これは、吉田良俱が禁裏御所に於て仰せ渡されたことを幕府へ報じた、「御届御書案」一冊中のもの<sup>(54)</sup>。肝煎高家三名宛であるが、老中五名宛、寺社奉行三名宛の同文のものも出されていて、これらの案も一緒に書き留められている。諸社の社家官位執奏の事は、①これまで執奏して来た家々へ頼来た場合は、その家々より執奏すること、②これまで吉田より官位執奏の例はないが、頼み来た場合は、勿論吉田が執奏あるべきこと、③吉田へ頼み来たらず外へ頼み来たる社家あらば、その頼み来たる家より官位の儀は執奏あるべきこと、以上三通りとし、そして何方より官位執奏するとも、神道伝授及び無位の社人着用の装束等のことは吉田の下知に従うべきこと、以上を仰せ渡すというのである。この仰せがいかなる契機により出されるに至ったのか、いま詳しい穿鑿はしていないが、白川伯家の神社界への勢力増大の動き、執奏による経済効果を意図する公家衆の存在、吉田家や白川家の各配下の動向とも関連するものであることは十分に推察しえるところであろう。いずれにしても、朝廷におけるこの仰せ、勅旨は、延宝二年の「覚」を踏まえ、更にこれを一歩進めて、これまで吉田家が社家官位の執奏において特権的な位置にあることを繰り返し主張して来たことに対し、これを封じ込め相対化し、執奏の自由化を図ったものということができる。そして、いま一つ注目しておきたいことがある。朝廷における仰せの内容を、吉田家が直接に幕府に「御届」しているという事実である。この「御届」は老中へ差出す例なしとして「御差戻」となるが、その結果はともかくとして、吉田家がこのような拳に出たのは、幕府より神社統制の要に据えられ、「神社条目」を背景に神祇道の掟を管掌しているという意識であったからに他ならないであろう。しかし、この勅旨により社家官位の執奏の競走化は進み、紛争を惹起することにもなる。そして、幕府はその紛争解決を通して統制を図っていくようであるが、この点については改めて検討することにしたい。

## おわりに

すでに予定の紙幅も超過しているので、改めて纏め直すことはせず、今後の課題とすべきことの若干を述べておきたい。吉田家が諸国に唯一神道を弘めていく機構を具体的に明らかにすべきであろうし、とくに宝暦年間頃から急速な進出を見る白川伯家は如何なる事情に支えられた結果であったのか明らかにしておくことも求められよう。また、寺社伝奏は時代と共に増加していくが、その定着の実態等についても検討を要することであろう。



注

- (1) 橋本政宣「寛文五年「諸社祢宜神主等法度」と吉田家」(「神主と神人の社会史」、思文閣出版、一九九七年)。
- (2) 橋本政宣「寛文五年「神社条目」の機能」(「神道宗教」一六八・九号、一九九七年)。
- (3) 「増益辨下鈔俗解」第七。
- (4) 「俗神道大意」三之卷。
- (5) 主なものを次に掲げる。江見清風「唯一神道論」十一(「国学院雑誌」十七卷十一、一九二一年)、西田長男「吉川神道の道統に就いて」(「国学院雑誌」四十三卷一・二、一九三七年)、同「吉川神道の成立期に就いて」(「続卜部兼俱の冤罪」(「歴史地理」七二卷五・六、一九三八年)、平重道「吉川神道の基礎的研究」(吉川弘文館、一九六六年)、間瀬久美子「幕藩制国家における神社争論と朝幕関係」(「吉田・白川争論を中心に」(「日本史研究」二七七、一九八五年)、高埜利彦「江戸幕府と神社」(「講座日本歴史」近世1、東京大学出版会、一九八五年)、岡田荘司「近世神道史の展望」(高埜利彦著「近世日本の国家権力と宗教」の刊行によせて)、「神道宗教」一三六、一九八九年)、井上智勝「近世神職の本所支配離脱―大坂天満宮を主たる素材として」(「大阪歴史博物館研究紀要」二号、二〇〇三号)、同「神祇管領長上吉田家と諸社祢宜神主法度」(「史境」五十、二〇〇五年)。
- (6) 「神道大系」論説編十・吉川神道、解題(平重道執筆、一九八三年)、五三頁。
- (7) 前掲(5)、西田論文、平著書四三頁。
- (8) 「神社神位等伝奏に関する書類」(天理大学付属図書館吉田文庫所蔵、架番号三一―一〇〇―一)。
- (9) 肥後熊本藩主細川光尚の次男。三万五千石分知、新田藩主。光尚室は吉田兼連生母榮春院の妹。
- (10) 「吉田神社鈴鹿家文書」の目録は「明治大学刑事博物館目録」第三、四号(昭和二十八年一月・八月)に収載、総数四〇五二点。尚、これと一連の、鈴鹿長茂氏現当主)所蔵文書は、平成十七年十二月皇学館大学に一括寄託された由(加茂正典「鈴鹿宮廷祭祀資料」、『皇学館大学神道研究所所報』七十号、二〇〇六年)。
- (11) 天理大学付属図書館「吉田文庫」所蔵、「萩原兼従御遺言状」、六一―一七。特に、明暦三年酉ノ極月十九日付兼従尊公宛鈴鹿左京誓紙、万治三庚子年七月廿九日付飛鳥井大納言・鳥丸大納言宛萩原兼従遺言状。左京より主君吉田兼連へ「十八神道」を返し伝授したのは、寛文三年八月十三日のことである(「吉田家御広間雑記」)。
- (12) 同所蔵、六四―一〇三。寛文期より享保期の日記、全六七冊。
- (13) 同所蔵、六五―一六。奥書に「右数通之證文、諸司代迄見せ置付、合書写訖、元禄十六年九月日去十一日、以使遣彼方了」とある。
- (14) 同所蔵、六五―二三。
- (15) 東京大学史料編纂所架蔵、二〇七―一六八―一六。
- (16) 前掲(5)、岡田書評。
- (17) 幡鎌一弘「慶安」寛文期の吉田家」(「吉田神道家「御広間雑記」の記載項目のデータベース化と神道記録の研究」(平成十五年度～十七年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書、二〇〇六年)。
- (18) 島居 清「吉田家御広間雑記に就いて」(「ヒブリア」三十三号、一九六六年)、橋本政宣「吉田家御広間雑記」について(「悠久」七七号、一九九九年)。
- (19) 前掲(17)。
- (20) 常陸 鹿島社大宮司中臣則直、寛文七年九月十二日叙従五位下。同社大祢宜中臣則親、同日叙正六位下。下総 香取社大宮司中臣定房、寛文七年九月十二日叙従五位下。信濃 諏訪社大祝神頼隆、寛文六年六月二十七日叙従五位下・任大隅守。同社祢宜神貞好、同日叙正六位下・任玄蕃允。同社人神長官、同年六月二十二日叙正六位下。同社権祝・副祝・擬祝三人、同七年四月十二日、神広正叙正六位下・任宮内少丞。神貞辰叙正六位下・任和泉守。神辰叙正六位下・任意岐守。紀伊 日前宮神主紀民部、寛文八年九月二十七日叙従五位下申(叙位日不明)。
- (21) 「吉田家御広間雑記」万治三年五月四日条、社人林助右衛門・粟田伝十郎へ十八神道行法伝授。同四年四月十四日条、社人千秋一角・粟田豊太夫へ十八神道行法伝授。同六年七月十二日条、社人松岡市太夫へ十八神道行法伝授。同年八月十六日条、大宮司の位を希望。
- (22) 前掲下は、その表記からいえば前撰政の二条光平が考えられようが、こゝは鷹司房輔父の前左大臣教平の執奏という形をとったのであろう。この執奏が鷹司家であったことは「吉田勘文」(20)に、「從吉田之雜掌共、遺殿下之家司青木志摩守(和意)廣庭中務少輔候一紙之留書、從殿下被出之候、此一紙者、先年肥後国阿蘇宮神主阿蘇宮内位階之儀申上候付、」云々とあり明らかである。
- (23) 吉田家は鳥丸家を通し肥後細川家と血縁関係にあった。吉田兼連の生母榮春院は鳥丸光賢・細川忠興女の間生まれ、鳥丸資慶・飛鳥井雅章室・細川光尚と兄弟姉妹。光尚の子が綱利である。吉田家側では細川家をして阿蘇社神主の働きかけを行ったふしもあり、江戸中期の神道学者吉見幸和は「増益辨下鈔俗解」第七の中で次の如く述べている。「肥後国阿蘇宮大宮司何某ハ、鷹司御家より御執奏にて官位申せしも、領主の代替の吉田よりうか、ひ、色々偽計を以て領主より

阿蘇宮大宮司へ申渡され、吉田家の執奏にせられけるか、其子息に至り、無念の事に思ひ本に復せんとすれども、一度吉田の手へ渡りてハ中々離さぬ事ゆへ、いか、成行きへきか、と。

(24) 前掲(2)。

(25) 橋本政宣「出雲国造の永宣旨受領と「出雲国神社惣檢校職」(二木謙一編著)「戦国織豊期の社会と儀礼」、吉川弘文館、二〇〇六年)。

(26) 『吉田家諸社官位執奏一件』(宮内庁書陵部所蔵、二六六一七四)。以下、『吉田勘文』所収文書の位置付け等に関しては本書の注記に拠る。

(27) 永和元年の後円融天皇綸旨といわれるものについても、吉見幸和の厳しい批判がある。すなわち、『増益辨下鈔俗解』第四に、「通辞を設けらるゝハ彼家の風なり、奸曲なる佞人の巧は一朝一石の事にあらず、元年天下諸神社の事、吉田卜部が裁許すへきいわれなし、国史官牒にも曾て其證拠なきゆへに、兼俱以来代々奸詐を功にして、似せの論旨数通を認て、神祇道の頭と称し、社家の輩を引付て謀言也、神道長上殿と宛所を他人の書たるやうに自分に作りたる心振こそ浅ましけれ、(中略)学力も有る人ハ誰か如此宛名を書へきや、卜部の愚昧云ハすして明けし」と記す。

(28) 『吉田家文書日記写』(京都大学附属図書館所蔵、松岡叢書第三十八巻)に、この文書に付箋して次の如く記す。

「鷹司撰政房輔公御穿鑿之上、從 関東被仰出有之候者、其御撰政<sup>并</sup>兩伝<sup>并</sup>奏<sup>并</sup>江<sup>并</sup>早速可申達之処、只今迄令延引候段何事歟、不相濟、惣而從 関東命令者不限大小、常兩伝 奏取扱事成、其沙汰<sup>二</sup>不及者、難心得候、関東<sup>二</sup>テ先年頂戴之証文可指出旨、御尋有之処、吉田家被申候者、江戸<sup>三</sup>而家来鈴鹿石見守<sup>江</sup>別段被 仰出、帰京之後取紛、及延引候、右証文之儀者、鈴鹿石見守宅<sup>江</sup>預置候処、類焼仕畢趣、御返答申上候也、撰政公御命、石見守不調法之段申訳難相立、百日逼塞可致旨、被 仰付候、

これによれば、幕府より仰せ出されたことは、撰政・兩伝奏に早速にも申し上げべきであるのに、今まで延引していたのは何事であるか、と鷹司はこれを難じ、吉田家にその証文なるものを差出すべしと命じたところ、火事にて類焼してしまつたという。そこで不調法の科は申し訳立難いとし、鈴鹿石見守に百日の逼塞を命じたことが知られる。

(29) (10)二月三日付武家伝奏飛鳥井雅章覚に云う「先年三条西実教卿某方<sup>江</sup>被持来候を」云々とある写(9)、吉田家から借受けた写(9)がに相当しよう。

(30) 吉田兼俱息の兼致の『兼致朝臣記』(『将大記』とも)文明十八年十一月二十一日条に所見。早くから疑惑を抱かれていた文書で、吉田兼俱の子平野兼永と兼俱孫の兼右との叔甥の相論の際、兼右がこの文書を提出したのに対し、『御湯殿の上の日記』天文三年十一月十五日条に、「(上略)左衛門佐信成とかききたる物にて、

職事中にはなき名なり、しかれば、ほう書にてあるうへ、かた／＼御ふしんにおほしめして御しあんの所に、「云々とあるのはそれを示す。偽文書であることが指摘されており、天野信景も『塩尻』巻二十三で、「嗚呼ト氏毎々造書ノ罪ヲ犯シ、神ヲ欺キ人ヲ謾ル、勅書論言ヲ偽作ス、其罪誅ヲ容ベカラス、」と口をきわめて批判している。

(31) 寛文五年十二月廿九日付吉田家雜掌鈴鹿和之等四名連署起請文は、吉田家の主張する諸社官位執奏運動の支証として重要なものであるが、偽書とすべきものであることはかつて拙稿で明らかにしたところである。前掲(2)。

(32) 近衛家陽明文庫所蔵、五三二六四号。

(33) 明治大学刑事事博物館所蔵「吉田神社鈴鹿家文書」、Aロ二〇三号。『吉田勘文』(20)の武家伝奏飛鳥井雅章覚の案に相当する。

(34) 同、Aロ二二五号。

(35) 前掲(27)。

(36) 『通茂公記』延宝二年四月十日、同八月二十二日条。

(37) 『通茂公記』延宝二年八月二十三日条。

(38) 『吉田勘文』、『通茂公記』所収文書の異なる部分は次の通り。先規ヨリ一從先規、ハ勿論一者勿論、遠国ヨリ一自遠国、へ一江、之事ハ一之儀者、吉田ヨリ職事マデ一從吉田方職事迄、ノ社人之装束ハ一之社人装束者、吉田ヨリ可有指図者也一自吉田可為指図也、

(39) 前掲(1)。

(40) 「教令類纂」初集九十一社社之部、雅楽頭、豊後守、美濃守、大和守四人連署(二内閣文庫所蔵史料叢刊「教令類纂初集(三)」、二九〇頁)。

(41) 天理大学付属天理図書館「吉田文庫」所蔵、五三一四。

(42) 『定誠公記』延宝五年八月二十九日条に「一、今日戸田越前守へ吉田侍從從被招候而、從江戸来候覚書披見候由、其覚書有別帳、」と見える。但し別帳はいま伝存しない。

(43) 明治大学刑事事博物館所蔵「吉田神社鈴鹿家文書」、Aロ二九五号。

(44) 井上智勝「近世神職の本所支配離脱―大坂天満宮を主たる素材として―」(『大阪歴史博物館研究紀要』第二号、二〇〇三年九月)。

(45) 近衛家陽明文庫所蔵、三一四五七号。

(46) 「香取大禰宜家日記」元禄十四年四月条に、「大祢宜圖書為官位昇進上京、四月十四日当地発足、同六月八日参内、位記・宣旨・口宣案頂戴、從五位下讚岐守勅許、七月十三日帰郷、右上京之節、寺社御奉行所<sup>江</sup>御届ケ、」と見える(『史料纂集香取大禰宜家日記』第一、統群書類従完成会刊、一九九五年)。

(47) 『吉田家御広間雜記』寛保二年十二月十五日条。

- (48) 『神祇管領吉田家諸国社家執奏記』(國学院大学図書館所蔵、文化四年(一八〇七)刊行の版本)。
- (49) この文書が差出された背景はいま具体的にしえないが、同日付の文書の「河内国枚岡社之社司、他家より位階執奏<sub>二</sub>付、正徳五年八月八日・同十二月十三日兩度願書差出候、其後も御願申上候事」を添付し、「右兩通之書付、<sub>并</sub>繪旨・御条目之写を相添、差出候」と付記してあるから、枚岡社の社司の官位執奏を契機とするものであることが判る。なお、この文書は吉田家伝来文書の中にも写が伝存するが(天理大学付属天理図書館「吉田文庫」所蔵、五三―五四)、若干文言が付加された部合があり注意を要する。
- (50) 『吉田家御広間雜記』元文五年十月二十六日条。
- (51) 前掲(2)。
- (52) 『吉田家御広間雜記』元文元年正月十六日条。
- (53) 近藤喜博「白川伯家の諸国附属社について」(『神道宗教』一一号、一九五六年)。
- (54) 天理大学付属天理図書館「吉田文庫」所蔵、五三―三四。
- (55) この「御届」に対する幕府の扱いは、寺社奉行にて礼明があり、「御老中<sub>江</sub>差出之例も無之<sub>二</sub>付、御差戻」とされる。そして肝煎高家より三人宛書札と共に返却がなされ、落手の旨吉田家より返札を差出したのが、寛政五年の五月十八日のことである。



『吉田勘文』本文

定

- 一、諸社之祇宜・神主等、專学神祇道、所其崇敬之神躰亦可存知之、有来神事・祭祀可勤之、向後於令怠慢者、可取放神職事、
- 一、社家位階、從前々以伝奏遂昇進輩者、弥可為其通事、
- 一、無位之社人、可着白張、其外之裝束者、以吉田之許狀可着之事、
- 一、神領一切不可売買事、

附、不可入于質物事、

一、神社小破之時、其相応常々可加修理事、

附、神社無懈怠掃除可申付事、

右條々、可堅守之、若違犯之輩於有之者、随科之輕重可沙汰者也、

寛文五年七月十一日

(1)

覺

一、廿二社并出雲大社・常州鹿嶋・下総香取・信州諏方・尾州熱田・紀州日前宮・同熊野・肥後国阿蘇宮・豊前宇佐宮、此等之社大官司・神主等位階申上候事、向後吉田執 奏及不申、其外天下之諸社家、官位申之輩者、先年被仰出候通、弥吉田執 奏仕候様<sup>二</sup>御奉書頂戴仕度存候条、宜御沙汰頼入存候、以上、

(寛文八年)  
十月八日

吉田侍從(兼連)

(2)

神祇道管領勾当并天下諸神社執奏之事、任延長五年聖斷之旨、弥可被執務者、依(平出) 天氣執啓如件、

永和元年六月十六日

左中弁宣方

謹上 神道長上殿(吉田)

右本書回祿、兼見写有之、

兼連四代之先祖

(3)

唯一宗源神(道脱カ)行事條々以下、殊諸社勸請・靈符等事、為唯受一人之相伝、于今相統相限当流一人者也、此外神祇道諸事、依為神祇管領、古来一身進退也、不得長上之許、猥不可自專之由、可被存知者、依(平出) 天氣執達如件、

(万里小路)  
權左少辨惟房

謹上 吉田侍從殿

(4)

唯一宗源神道行事條々以下、殊諸社勸請・靈符等、神祇道諸事、相限吉田嫡流一人進退之処、平野三位兼永自曩祖号致其沙汰、恣進止之段、甚無謂、所詮止兼永自專、吉田一人之進退旨、伝 奏書状炳焉之上者、宜被存知之由、所被仰下也、仍執達如件、

天文三年十一月十九日

散位 在判  
肥前守

吉田雜掌

(5)

吉田事、從天兒屋根尊以來、代々唯受一人之神道相伝、致諸社祠官(兼連)之師範、其上預置神祇官、神祇道管領勾当并天下諸神社執 奏之事被仰付候 宣旨・御教書等有之上者、諸社執 奏之義、勿論之様存候、先年此趣於江戸も申入候、拙子所存今以相替儀無之候、

(6)

吉田望申事

一、廿二社并書付之大社之外、諸社家官位申時、吉田可有執 奏哉否之事、先規社家官位執 奏仕候證文有之哉与、吉田江相尋候処、天文年中、唯一神道長上職之證文所持之事にて、諸社家官位執 奏之儀者、相見不申候、且又先年被仰出候條目、從前々以伝 奏官位申社家者、弥可

為其通事、右之趣にて、吉田執 奏之儀無之候、無伝 奏社家者、以旧例自古來職事相附披露之事也、然者天下之社家吉田執 奏之儀、新規之望莫太之事候、其上白河二位元祖清仁親王息延信王、万寿年中、被補神祇伯、從是白河家累代当年迄至六百四拾餘歲、被補神祇伯有之上者、神慮難計存候事、

寛文九曆

西三月朔日

(鷹司)房輔

飛鳥井前大納言殿

正親町前大納言殿

(7) 口上之覚

一、此三四ヶ年之間、諸社之社家官位申時、吉田執(兼連) 奏仕候故、子細相尋候処、寺社奉行(義冬) 吉良若狭守口上(平出) 依被申渡、執 奏仕候由、吉田雜掌共申、則其旨一筆仕、関白・両伝 奏(江) 相断、近年吉田執 奏仕候、然而頃寺社奉行・吉良若狭守等不申渡之由、相聞候、於然者、弥 公武申掠之段、曲事之至也、

(8) 神祇伯職事

一、兼俱先祖十七代被補伯職、見嘉祿三年 勅裁事、  
二、当伯者、花山源氏、彼先祖依神祇官造進之忠節、于今伯職經歷事、  
三、天下六十餘州諸神社事、悉以為当流申沙汰也、不可直 奏之由、代々 宣旨等在之、中古以來、八幡・日吉等強訴申沙汰難儀之間、辞申畢、伊勢・賀茂・春日此三社、被置伝 奏事者、心永以來儀也、

(9) 神祇之管領長上(并) 南座勾当事、宝龜五年以來、為御一流之重職、不被交他人之條、天兒屋根尊大業唯受一人之明德乎、神祇伯者、近代雖及人臣流通之拜任、專於御当流十七代、至庶子中臣流四代經歷之、尤

叶神祇道之本理者哉、就中去永延度、以十八社社務職為御家業之賞、被補 朝恩之時、件等社神主・祠官以下事、為進止之上者、以一門輩可致巡次補任之條、及 勅定畢、弥可令存知此旨給者、依 天氣執達如件、

嘉祿三年十一月廿一日

謹上 冷泉侍從殿

左衛門佐信成

(9)

神祇之管領長上(并) 南座勾当事、宝龜五年以來、為御一流之重職、不被交他人之條、天兒屋根尊大業唯受一人之明德乎、神祇伯者、近代雖及人臣流通之拜任、專於御当流十七代、至庶子中臣流四代經歷之、尤叶神祇道之本理者哉、就中去永延度、以十八社社務職為御家業之賞、被補 朝恩之時、件等社神主・祠官以下事、為進止之上、以一門輩可致巡次補任之條、及(平出) 勅定畢、弥可令存知此旨給者、依 天氣執達如件、

嘉祿三年十一月廿一日

謹上 冷泉侍從殿(于時兼直)

左衛門佐信成

(10)

昨日申入候吉田之儀(二) 付書物一紙、入見參候、此一紙ハ、先年三条西実教卿某方(江) 被持來候を、於其席写留候旧記之證文(二) 而候、  
一、天下六十餘州諸神社事、悉以為当流申沙汰也、不可直 奏之由(二) 候得者、吉田之諸社執 奏之儀、勿論之様(二) 存候、  
一、兼俱ハ、兼連八代之先祖也、  
一、冷泉侍從兼直ハ、兼連十九代之祖也、其節吉田を冷泉と申候、  
(寛文九年)  
(重短) 三月三日  
板倉内膳正殿

飛鳥井

(9) 神祇之管領長上(并) 南座勾当事、宝龜五年以來、為御一流之重職、不被

交他人之條、天兒屋根尊大業唯受一人之明德乎、神祇伯者、近代雖及人臣流通之拜任、專於御当流十七代、至庶子中臣流四代經歷之、尤叶神祇道之本理者哉、就中去永延度、以十八社社務職為御家業之賞、被補朝恩之時、件等社神主・祠官以下事、為進止之上者、以一門輩可致巡次補任之條、及(平出)勅定畢、弥可令存知此旨給者、依天氣執達如件、

嘉祿三年十一月廿一日

左衛門佐信成

謹上 冷泉侍從殿于時兼直

(8')

神祇伯職事

一、(吉田)兼俱先祖十七代被補伯職、見嘉祿三年 勅裁事、

二、当伯者、花山源氏、彼先祖依神祇官造進之忠節、于今伯職經歷事、

三、天下六十餘州諸神社事、悉以為当流申沙汰也、不可直 奏之由、代々

宣旨等有之、中古以來、八幡・日吉等強訴申沙汰難儀之間、辞申畢、

伊勢・賀茂・春日此三社、被置伝 奏事者、応永以來儀也、

(11)

諸神社社家官位吉田執 奏之事、先日以書付申述候処、

(雅章)飛鳥井(實教)從三條

西被借写由二而被出候嘉祿三年繪旨之写一通、吉田兼俱三ヶ條之書付

之写壹通、令拔見畢、

一、嘉祿三年 繪旨之趣、神祇長上之事、次神祇伯職之事、次十八社社務

職之事二候、從吉田諸社家官位執 奏之儀、曾以無之、其上相統而

繪旨等無之候、天文二年 後奈良院 勅書(平出)、嘉祿の度の 繪旨

ハさりとしてハ文字あやまりたる物二而候之由、被染 宸翰候、依之歟、

同天文二年之繪旨之趣も、神祇道之諸事可進退由被仰出、非官位執

奏之時候、然者、飛鳥井所存雖被申、官位執 奏之儀不分明候、

兼俱三ヶ條之事

一、神祇伯職之事、旧者吉田家被補伯職候得共、中古以來、花山源氏白川

家至当伯(雅喬)二位数代經歷也、根本神職之官位者、神祇官江付テ、伯職之

人致沙汰時候、然者非伯職吉田官位執 奏之儀、難信用候、

一、天下六十餘州諸神社之事、悉以為当流申沙汰也、不可直 奏之由、

代々 宣旨等有之由之事、是者非 繪旨、兼俱書付二候、尤非官位執

奏之儀、其上代々之 宣旨有之由二候得共、一代も不相見候、又伊勢

之儀、応永已來伝 奏有之旨、其以前者從吉田家沙汰申之様二書候得

共、神宮者重事故、久我雅実公上卿、其後九條殿祖兼実公等、五百年

以前今上卿有之之事二而、吉田非沙汰候、其時代之上卿者、伝 奏同

前之時候、

一、賀茂者、応安年中今伝 奏有之也、是以応永已前之時候得者、兼俱申

分重々相違候、

一、春日者、不限官位諸事、以南曹辨、関白江申上、関白支配之事古來連

綿、撰閱之規模也、然者兼俱僻事多書述候故、三ヶ條猶以證文難用候、

吉田今迄執 奏無之而も相調候得者、新規下云、不遲事か、且又

後奈良院 勅書・繪旨等、難相破儀二候間、主上(靈元天皇)愈御年齢相加、

御定之時節、先例被広考委御吟味之上、被 仰出可然候歟、

五月十九日(寛文九年) 板倉内膳正殿(鷹司房輔)判

板倉内膳正殿

(12)

殿下口上之覚

(雅章)飛鳥井所存之趣

吉田預置神祇官、神祇道管領勾当并天下諸神社執 奏之事、被 仰付

候 宣旨・御教書等有之上者、諸社執 奏之儀、勿論之様二被存事、

一、吉田預置神祇官由雖被申、神祇官屋鋪者、大宮猪熊通二條 御城近

辺候得共、只今致退転候、後柏原院御代之比迄、八神殿有之、当白川

二位家忠富王迄、代々預之被致支配候、吉田預置候事不分明、若吉田

之齋場所事二候哉、是者、後光明院御宇正保三年、伊勢例幣御再興



之時、神祇官断絶ニ付、吉田齋場所を神祇官ニ被借用候事ニ而、神祇官トハ不称候、

一、永和元年 繪旨者、本紙無之、吉田兼見写之由也、其上諸社家官位執 奏之儀無之故、最前不入披見候得共、為念此度遣之候、

二、天文三年武家御教書、本紙有之、写一紙、是者、天文二年繪旨之通故、最前不入見參候得共、是も此度遣候事、

三、右之證文之外、不致現在之旨、当吉田口上書一通、以上、  
(兼連)  
五月十九日

(13)

(兼連)  
從吉田家諸神社祠宮之官位執 奏望申事

(鷹司房輔)(雅章)  
殿下・飛鳥井所意不一決、愚昧之質是非難申述候、然而今迄執 奏無

之而も相濟候間、靜爾委被遂御吟味御沙汰可然候歟、  
(寛文九年)  
五月十九日

(正親町)  
實豊

(重矩)  
板倉内膳正殿

(14)

覚

一、神祇官伯支配之事、

後柏原院永正之比迄、令存知之様ニ、忠富王記所見候、(白川) 雅業以後之記、  
依紛失不慥候、

二、神祇官四丁町之事、故祖父雅朝王雜談、

正親町院天正年中迄、雖有之、及荒廢、其後秀吉太閤檢地ニ付断絶、  
今二条城之廻り也云々、

拾芥

神祇官

春日南 堀川西二町

大炊御門北

大宮東 藍園西一町

又中御門南

西洞院東一丁 又同俱

(15)

(寛文九年)  
五月十八日

二十二社

伊勢 伝奏

八幡 伝奏 廣橋

賀茂 伝奏

松尾 伝奏 白川

平野 西洞院

稻荷 伝奏 白川

春日 関白 并南曹弁

上七社

大原 伝奏 白川

大神

石上

大和

廣瀬

龍田

住吉 伝奏 勤修寺

中七社

日吉 比叡山座主支配

梅宮 九条殿是定

吉田

廣田

祇園 竹内御門跡支配

北野

丹生

貴布祢

(白川)  
雅喬

下八社

(16)

宇佐宮神主到津主膳上洛之刻、芳札具令披見候、其許弥御静謐之由、  
珍重存候、爰許 御所中御安全之御事候、然者宇佐宮伝 奏之事、  
廣橋江申談候処、八九代已前応永之比迄、申沙汰之事相見候得共、其  
已後不分明候、當時も一會之儀伝 奏之事候、是者譜代之伝 奏二而  
八無之候、若左様之事候哉、諸社必伝 奏非有之事候、言上之儀者、  
以職事申來候、是伝 奏同前候、惣而諸社之伝 奏者、近代之事候、  
子細有之社々者、以職事申入候、依之伝 奏之儀、先不申沙汰候、此  
趣御心得尤候、恐々謹言、

寛文七也

九月十日

吉良若狭守殿

實豊  
雅章

追而、到津主膳此返状致隨身、其許江罷下候、委細者主膳申聞候間、  
可申述と存候、

寛文九年五月九日

宇佐宮神主到津主膳官位申時、兩伝今吉良若狭守江被遣候状之  
下書、(鷹司房輔)殿下今御尋二付、正親町殿御持参也、

(17)

起請文前書

一、今度被 仰出候神社御條目之趣、相守違背仕間鋪候、并社人執 奏・  
許状之儀付而、無依怙鼻眞正路沙汰可仕事、

二、神道事・理之学、吉田家来之内一人三人程宛、断絶無之様伝授可仕事、  
付、事理共二伝授・口決之儀、縦雖為貴人・高人、不当其器者、一  
切伝授仕間敷事、  
三、吉田侍從若年候間、連判中万事申合、吉田為能様ニ沙汰仕、奢たる儀  
無之様ニ相嗜、諸事相談之節、不立私之所存、多分ニつき吉田ため能

様ニ可仕事、

付、内證より執 奏・許状之取次、其外表向之儀申出候共、一人と

して許容仕間敷候、但シ、連判中相談之上、障無之儀ハ可為各別事、  
右条々、雖為一事於致違犯者、蒙天神地祇、殊仁被 神祇官齋場所・吉  
田社之御罰可申候、仍 誓紙如件、

寛文五年十二月廿九日

鈴鹿將監(起孝)  
同(治定)  
大角主水(起尚)  
鈴鹿左京(和之)

進上

吉良若狭守様

牧野佐渡守様

(18)

一、去年七月十一日被 仰出候御條目・御朱印之事、同十二月十二日、於

御城吉田致頂戴候、其御吉田御訴訟申上候者、御條目之表、從前々以

伝 奏遂昇進輩者、弥可為其通、如此御座候、雖然廿二社古來各別ニ

御崇敬之事ニ御座候得者、廿二社之外并 伝奏無之社之祠官等官位申上

候者、吉田執 奏仕候様ニ被仰付可被下由申上候処、則其通ニ被 仰付、

神文之前書等迄、吉良若狭守殿を以被下候事、

一、御條目御文言之事、諸国江写被下候外ハ、無御座候事、

一、廿二社之外并 伝 奏無之祠官等位階、吉田執 奏仕義、寺社奉行口上

被申渡候趣、(鷹司房輔)撰政様・飛鳥井殿・正親町殿江吉田今不申上、当月八日

初而申上候、因茲今年七月、肥後国阿蘇宮之神主位階申上候時分、吉

田江参指引承候様ニも不被仰付候義、御尤奉存候、今度尾州熱田之大

宮司・同神官・真清田之神主・津嶋之神主・若宮之神主等官位事、以

職事直ニ申上之由承候故、三人之者共於江戸承候通、是又神文之趣ニ

も違背仕候故、御両殿迄御断申上候、又神文之写者、今日備 撰政様

御覽申候、飛鳥井殿・正親町殿<sup>江八</sup>、昨日備御披見候、

右三ヶ條、全相違無御座候、三人之者共、前方御断不申上候段、無調法之至、迷惑仕候、乍然欽恐有餘之至、御免被成、向後廿二社之外祠官等位階申時分、吉田<sup>江</sup>參候様<sup>二</sup>被仰付可被下候、仍言上如件、  
寛文六年<sup>午</sup>十月十五日

鈴鹿<sup>(起孝)</sup>將監在判

大角<sup>(起地)</sup>主水在判

鈴鹿<sup>(治定)</sup>采女在判

青木志摩守殿<sup>(吉次)</sup>

廣庭中務少輔殿<sup>(祐宣)</sup>

(19)

口上之覚

一、後円融院永和元年之繪 旨

右者、本書回祿、兼連四代之先祖写置候、其後

後奈良院天文二年之繪 旨、并

万松院義晴之御教書

右者、本書有之、此外者不致現在候也、

三月二日

青木志摩守殿<sup>(吉次)</sup>

(20)

鷹司房輔<sup>(鷹司房輔)</sup>  
殿下御口上之覚書

吉田預神祇官由雖被申、神祇官屋鋪者、大宮猪熊通二條御城近辺<sup>二</sup>候へとも、只今致退転候、後柏原院御代之比迄、八神殿有之、当白川<sup>(雅喬)</sup>二位家忠富王迄、代々預之被致支配候、吉田預置候事不分明、若吉田之齋場所之事<sup>二</sup>候哉、是者、後光明院御宇正保三年、伊勢例幣御再興之時、神祇官断絶<sup>二</sup>付、吉田齋場所を神祇官<sup>二</sup>被借用候事<sup>二</sup>而、神祇官とハ不称候、

右之返答

一、神祇官之旧跡者、二條御城之近辺也、応仁兵火之時、令回祿候、其後者社頭形許有之候へとも、天正十四年十一月十二日 後陽成院御即位由奉幣之儀式迄者、於彼地被執行之了、同十五年豊臣秀吉公聚楽亭造畢之刻、以件地頒賜諸士之宅地、因茲神祇官断絶了、

一、後陽成院天正十八年三月十三日、神祇官之八神殿、於吉田齋場所之境内可有御再興之由、被 仰出於<sup>(吉田)</sup>下部兼見、先年 行幸之時依有御立願也、為造営料下賜貳拾石於兼見、八神之社、先二字<sup>二</sup>可致造営之由勅定云々、同年四月十八日、八神之社二字<sup>二</sup>造営、則奉遷社了、一字者<sup>神魂日神、玉魂日神、尾魂日神、御食津神、高魂日神、生魂日神、大宮比売神、事代主神</sup>、四神相殿也、一字者、八神別殿<sup>二</sup>被改造候、今之八神殿是也、

一、慶長十四年八月十五日、伊勢両宮造替被献官幣<sup>二</sup>付、神祇官之事、於吉田可執行之由、因<sup>(平出)</sup>東照宮之御誕、神宮伝奏大炊御門大納言経頼卿被申渡於下部兼見・兼治候、同年九月十五日奉幣使發遣之刻、於八神殿之前、神祇官之作法被執行訖、是於吉田<sup>二</sup>神祇官作法之始也、御湯殿上記にも右之子細相見候、従同十六年<sup>(平出)</sup>法皇御即位至寛文二年<sup>(平出)</sup>、御代々之由奉幣<sup>并</sup>伊勢両宮造替同假殿遷宮・正遷宮等、被献官幣之度々、悉於吉田八神殿之前被執行之候、且又 後光明院正保四年、伊勢例幣御再興之刻、於八神殿之前被執行之、自爾以来、每年於彼社頭被執行候事、

一、神祇官之作法、於吉田被執行候事者、依有八神殿也、非齋場所之故候、齋場所者、神武天皇五十八年、於大和国膽駒山初有勸請、嵯峨天皇弘仁八年、仰下部囊智智治磨<sup>チヂマロ</sup>被移齋場所於山城国如意峯、其刻有日本最上之 聖勅、後土御門院文明十六年、仰下部兼俱被移於神楽岡、今齋場所是也、

以右之子細、吉田預置神祇官候由、某先度申入候、從殿下之書付<sup>二</sup>吉田預置神祇官候事不分明之由、并 正保三年伊勢例幣御再興之時、神祇官断絶<sup>二</sup>付、吉田齋場所を神祇官被借用之由候者、先例未勘之

神祇官断絶<sup>二</sup>付、吉田齋場所を神祇官被借用之由候者、先例未勘之

様ニ存候、其上齋場所之神殿を号太元宮候、八神殿者太元宮之北方

ニ在之、毎年神祇官作法於八神殿之前被執行之候、若齋場所之故ニ

候ハ、於太元宮之前其作法可有之儀候、八神殿・太元宮<sup>并</sup>神祇官

作法之時、被立幄候様子、別紙ニ絵図写之人見參候、

一、兼俱<sup>三</sup>ヶ條之書付之内、代々 宣旨有之由候へとも、一代も不相見候

由、從殿下被難之候、吉田家者、自往古相伝之神書<sup>并</sup>記録文書等如形

致所持候処、応仁兵火之時分、於室町冷泉亭大半令焼失候、其後天正

之比吉田回祿之刻、相統焼失了、兼俱在世之時分者、定而代々<sup>(平出)</sup> 宣

旨可有之候、代々之 宣旨無之候而構虚言候事、着衣冠之輩者有之間

敷存候、殊兼俱者、吉田家中興之祖<sup>二</sup>候故、神祇道之事以兼俱致軌範

候歟、其上下部兼見写置候 後円融院御時諸社執 奏之事吉田<sup>二</sup>被

仰付候 綸旨<sup>二</sup>、被任延長五年聖断之旨之由候得者、諸社執 奏之儀、

後円融院以前 醍醐天皇之御時にも被仰付候様<sup>二</sup>相見候、此 後円融

院之 綸旨者写にて候間、難被用之由承候、惣而写書之事、筆者不分

明候物者尤難信用候、此写書者、吉田兼連四代之祖兼見自筆<sup>二</sup>而写置

候得ハ、吉田家<sup>二</sup>ハ別而證文と存事<sup>二</sup>候、諸家之記録、何も以先祖之

自筆為證文令重宝候事者、流布之儀<sup>二</sup>候、且又<sup>(平出)</sup> 後奈良院天文二年

卜部兼右<sup>二</sup>被下候<sup>(平出)</sup> 綸旨<sup>二</sup>、神祇道之諸事、依為神祇管領、古来一

身之進退也、と有之候へハ、諸社執 奏之儀も、可為神祇道之一事候哉、

一、伝 奏と申名目者、近代出来候由<sup>二</sup>候、<sup>(平出)</sup> 称光院御代始応永廿年、

前中納言家房・宗量・参議清長等<sup>二</sup>被 仰伝 奏事之由、旧記相見候、

從是以前伝 奏之事無所見歟候由、承及候、然者伝 奏者応永以来之

儀也と兼俱申條、非無其謂歟、殿下之書付にハ、賀茂伝奏者応安年中

之儀也と云々、某浅識寡聞之事<sup>二</sup>候へハ、分明難決定候、諸家被相尋、

伝奏之事初而被 仰出之時分、可被遂穿鑿候歟之事、

一、嘉祿之 勅裁之事、後奈良院勅書<sup>二</sup>、嘉祿之度之 綸旨者ざりとして

ハ文字あやまりたるものにて候由、被染 宸翰之趣、殿下之書付<sup>二</sup>相

見候、此條宸翰を能々不致拜見候而ハ、愚昧之某など不審<sup>二</sup>存候、惣

而文字のあやまりと申候者、或一兩字、或三四字あやまりたるをは

文字のあやまりと可申候哉、嘉祿之 勅裁全篇御あやまりとの事に候

ハ、文字のあやまりとハ被染 宸翰間鋪様に存候、宸翰御所望候

而被遂拜見、其上にて御沙汰可有之候哉、

右者、兼俱<sup>三</sup>ヶ條之書付、從殿下被難之候返答也、

一、白川家者、花山院之王子清仁親王之後胤、代々被補伯職、主上御拜

之御手代被勤之候事、勿論候歟、神祇道管領長上等之事、被下 綸旨

之由者、未聞其沙汰候歟、

一、吉田家者、天兒屋根尊之後胤也、天照太神之御時、天兒屋根尊掌神

事之宗源給之由、見于神代卷候、自爾以来、吉田家伝唯受一人之大業、

歴代為神祇道之管領長上者也、因茲諸社之神主・祠官之輩、神書<sup>并</sup>事

相等為伝授、從四方輻湊<sup>(委)</sup>之故、諸社之神名<sup>并</sup>神職之種姓・官位等之事、

吉田家略記留置候<sup>二</sup>付、諸社之神主・祠官吉田家を以官位之事申上候

をハ、委細遂吟味、從前代吉田家職事迄申入來候、諸社勸例之事有之

候刻者、吉田へ被 仰付致勤進候、然者只今諸社執 奏之儀被 仰付

候而も、可応其儀候歟、近年取次未練之輩者、神主・祠官位階之儀<sup>二</sup>付、

不勤之事共有之様<sup>二</sup>存候事、

一、永和元年之 綸旨、天下諸神社執 奏之事、諸社家官位執 奏之儀<sup>二</sup>

而無之由、殿下之書付<sup>二</sup>相見候、尤廿二社等者、神主・祠官官位申上

候外、経 奏聞候事共有之候様<sup>二</sup>相見候、其外之諸国大小之神社者、

神主・祠官官位致執 奏候外者、可致 奏達事希有之儀<sup>二</sup>候歟、然者

後円融院之御時、天下之諸神社執 奏之儀被 仰付候も、官位執 奏

之事可為第一と存候事、

一、先年宇佐宮神主到津主膳事<sup>二</sup>付、<sup>(實豊)</sup> 正親町・某遣吉良若狹守候書状之留

書、從殿下被出之候、此留書、吉田諸社執 奏之儀<sup>二</sup>付被出候段、難

得心候、子細有之社者、元來從吉田執 奏之儀不申上候、其趣吉田先





へ雖被相尋候、儘<sup>二</sup>社家官位執 奏之 繪旨・證文等無之候、則最前被仰入通候、撰家中<sup>江</sup>被仰入被成御尋候得共、到今吉田家旧例不被得所見候、然上者、此事先新規之儀<sup>三</sup>決定候間、相濟間鋪候条、弥左様

<sup>二</sup>御意得可被成候、

<sup>(靈元天皇)</sup>、当今御宇、殿下被補職以來、不依大小之事、断絶再興之儀者、不被仰

出候、况新規之儀者、不及其沙汰、不相濟候分近年其例不一候、是則

飛鳥井殿・正親町殿年來覚悟事候、吉田新規莫太之望、容易御沙汰候

儀、殿下不能御覚悟候間、最前如被仰入候、連々旧記等廣被相考、諸

政悉出於 叡慮之時節於被及御沙汰者、不可有後難被思召候、先如有

来候、無伝 奏社之祠官先例有之輩者、以職事申上難決無之事候、此

御返事速可被仰入之処、自去年旧例等之儀御穿鑿耳<sup>二</sup>而候得共、至今

不被得所見候故、御延引之事、

一、殿下撰閣之儀、才德雖不当其器、踐烈祖之跡、当職之上者、棟梁于諸

官者也、然者官位政事一身之裁制辞讓所無之候、雖然正理無紛儀者、

為忠義之条、不限兩伝 奏、誰人之所存<sup>二</sup>而も可相立事勿論候、吉田

之儀者、新規<sup>下</sup>云、道理不分明処、飛鳥井殿限此義無遠慮被荷擔、对

殿下過言不似合儀候、其上此事到後來相濟間敷<sup>与</sup>有之候者残念之旨、

強而存分被相述義も可有之哉、殿下御所意、先只今正理不見之間、被

相延候様<sup>二</sup>と之事者、朝廷之儀軽々敷御沙汰難成被思召故<sup>二</sup>候処、飛

鳥井殿理不尽<sup>二</sup>相濟候様との儀、依怙之至候、尤飛鳥井殿書付<sup>二</sup>、事

之筋相違之義有之候間、一々可被及御再答候得共、事長<sup>ク</sup>且又世俗底

之論訴ケ間敷成行候儀、無道候故、万端被閣之事情、已上、

<sup>(寛文十年)</sup>  
八月十四日

(23)

<sup>(兼晴)</sup>  
九条殿御口上之趣

一、吉田家諸社家官位申時、執 奏可有之哉之事、旧例雖考之、無所見候、

<sup>(光平)</sup>  
二条殿御口上之趣

一、從吉田家諸社家官位申時、執 奏可有之哉之事、先例引考之、無所見候、如又新儀於被仰出者、神祇伯可応其職歟、

<sup>(基熙)</sup>  
近衛殿御口上之趣

一、吉田家諸社家官位申時、執 奏可有之哉之事、後奈良院 勅書披見

有度思召候、

<sup>(内房)</sup>  
一条殿御口上之趣

一、御若手故、禁中方官位等之儀も、 勅答御理被仰上候間、不及有無

子細事、

右二十三通、寛文十年庚戌八月、板倉内膳正重矩自京都注進江戸、

関白ハ鷹司房輔公也、武家兩伝奏ハ飛鳥井雅章卿・正親町實豊卿也、

吉田侍従為雅章婿故、左祖吉田而與関白殿問答、其後雅章・實豊共

辞退伝奏、

延宝二年甲寅八月朔日、於殿中久世太<sup>(大)</sup>和守廣之被渡、弘文院<sup>(林 春齋)</sup>可猷勘

文云々、

### 二十三通之要文

一、廿二社<sup>并</sup>大社、鹿島・香取・諏訪・熱田・日前・熊野・阿蘇・宇佐、

是等之社大宮司・神主ノ外ハ、諸社ノ位階吉田執奏仕タキ由、

是ハ、吉田ヨリ内膳正ヘノ願ナリ、関白殿ヨリ證文コレアリヤト吉

田ヘ御尋候、

一、吉田ヨリ證文、永和元年・天文二年・三年ノ繪旨御教書三通コレアリ

候、但永和元年ノ繪旨ハ、近代吉田ノ先祖写シニテ候、

関白殿ノ難<sup>ニ</sup>、永和ノ繪旨ハ、写ニテ用ヒガタク、天文ノ繪旨ハ、

神道ノ事ニテ、諸社執 奏之事ニテハコレナシ、

飛鳥井返答、先祖ノ自筆尤モ證文タルベシ、諸家ノ記録何レモ先祖

ノ自筆ヲ證據トイタシ候、天文ノ繪旨ニモ神祇道ノ諸事ト有之候へ

バ、諸社執奏之儀モ可為神祇道之時候ヤ、  
 一、関白殿ヨリ両伝奏へ遣ハサレ候御状

是ハ、吉田官位執奏之證文體ナラズ、江戸ヨリノ御條目ニモ、官位執奏之儀無之候、其上伝奏無之社家ハ、古来ヨリ職事相付披露之事也、然レバ吉田望申トコロ過分ノ由、モシ新規ニ仰付ラレ候ヘバ、吉田ヨリ白河可然候トノ由、且又吉良・寺社奉行口上ニテ申渡候儀、不実ノ由相聞候由、

一、嘉祿三年ノ繪旨

是ハ、西三條殿ヨリ飛鳥井殿へ遣ハサル、ヨシニテ、内膳正へ写シ遣ス、関白殿付紙ニテ、神道ノ證據ニハナルベク候ヘドモ、官位取次ノ證據ニハナルマジキ由ノ難アリ、

一、神祇官

飛鳥井殿所存ハ、古来ヨリ吉田ノ預リニテ候ヘバ、執奏之儀モ勿論ノ事ニテ候、関白殿ノ難ニ、神祇官ハ白河支配致サレ候、吉田ノ預リ候事不分明候トノ由、数通ノ問答有之候、  
 一、白河ヨリ、二十一社伝奏ノ家々目録出サレ候、

一、関白殿思召ノ趣ハ、当今御幼少ノ内ハ、新規ノ儀ハ延引、御成長被成叡慮決断ノ時、御沙汰可然事、

一、九條殿・二條殿・近衛殿何レモ、吉田執奏ノ儀合心無之候、  
 御若輩ノ由ニテ、有無ノ沙汰ニ及バス、

勘文

一、吉田ノ社ハ、清和天皇ノ時、中納言藤原山蔭建立ニ候、此時ハ雷神ヲ崇メ申サレ候、延喜式ニモ、卜部氏ヲシテ吉田ノ社ヲ祭ラシムト見ヘ候、一條院ノ御時卜部兼延ヲ吉田ノ社務ニ任ゼラレシヨリ、吉田ノ社内ニ春日ノ社ヲ勸請シ、諸国ノ諸神ヲ合セ祭ルト申シ伝ヘ候、春日ハ藤原ノ氏神タルニヨリ、藤原氏ノ后タチ、奈良ハ道遠キユヘ春日行啓

ニ准シテ、吉田へ御参詣ニ候、兼延ヨリ以来六百年アマリ、当吉田マテ相統ニテ候、

一、天照太神ノ御時、天児屋根尊神道ヲツカサドリタマフ、大織冠マデ代々相統ナリ、大織冠天下ノ政ヲ執タマフニヨリ、其從弟意美麻呂ニ神職ヲ譲リタマフ、大織冠モ意美麻呂モ中臣氏ニテ御座候、大織冠ハ藤原ノ姓を賜リ候ヘ共、意美麻呂ハ其マ、中臣氏ニテ神道ヲ相統ス、意美麻呂ヨリ五代平麻呂ニ至テ、始テ卜部姓トナル、卜部氏神職相伝ハ神代ヨリノ事ニテ、兼延以来吉田ノ神主相統候ヘハ、神道ノ正流ニ於テ由緒アルコトニ御座候、但近代ハ兩部習行モ雜リ候ト風聞候、

一、神祇伯ハ、神職第一ノ官也、上古ハ家ヲ定メズ其人ヲエラミ任ゼラレ候、大織冠モ神職ヲツトメラレ候時ハ、神祇伯ニ任ゼラレ候事、日本紀ニ見ヘタリ、兼延吉田ノ神主トナリテヨリ三四代モ神祇伯ニ任ゼラレ候、花山院ノ御孫清仁親王ノ御子神祇伯ノ官ニ任ゼラレテヨリ以来、此家代々神祇伯ニ任ゼラル、今ノ白河是ナリ、別家ノ人ノ任例モ少々ハコレアリ候ヘ共、吉田ノ家ハ伯ニハ任ズルコトアタハズ、大形神祇大副ニ任ジ候、

一、古ヨリ伊勢ヘノ勅使、四家アリ、第一ハ王氏ナリ、白河コレニ准ズベシ、第二ハ中臣ナリ、卜部ノ同流ニテ、今ノ祭主是ナリ、第三ハ忌部ナリ、忌部ハ神代ヨリ神道ヲ伝フル一流ノ家ナリ、第四ハ卜部氏ナリ、吉田是ナリ、然レドモ中比ヨリ吉田ノ家ハ伊勢ノ勅使ヲ勤ムルコトアタハズ、

右ノ趣ニ候ヘバ、吉田ノ位ハ白河ヨリ劣リ候ヘドモ、神道ノ伝ヘ候事、吉田ニハ世ニヒロマル神書モ多ク候、白河モ定メテ神書可有之候ヘドモ、世ニヒロマル神書承リ及バス候、

一、今度吉田ヨリ出サレ候證文ノ内ニ、永和元年ノ繪旨ニ、天下ノ諸神社執奏之事ハ、延長五年聖断ノ旨ニ任ストコレアル事、體ナル様ニキコヘ候ヘ共、本文炎上ノ由ニテ、関白殿御承引ナク候、

愚按ヲ以テ見候ヘバ、此繪旨、私ニ作り候モノトハ存ゼラレズ候、  
但時代ヲ以テ考ヘ候ヘバ、延長五年ニハト部イマダ吉田神主ニハ成  
不申候、然レバ吉田ノ證文ニハ成ガタク候ハンカ、

一、吉田ノ家神道長上下申事ハ、兼延以来代々此職ト称スルコト、ト部系  
図ニ見ヘ申候、朝野群載ニモ、ト部氏龜ト長上下コレアリ、長上下申  
候ヘバ、神道ノ事ヲツカサドルコトハ勿論ノ様ニ存ジ候、但シ天下ノ  
諸社官位取次ト申ス文言ニ相応スベキヤ否ヤハ、了見難決候、

一、諸社伝奏ノ事ハ、応永以来ノ事ト飛鳥井殿申サレ候事ハ如何ニ存候、  
旧記ニモ、大臣納言ノ人伊勢ノ上卿・伝奏ノ事粗見ヘ候、関白殿ノ仰  
ノ通、尤ニ存ゼラレ候、

一、昔ハ神祇官ニテ大小ノ神事執行ハレ候、近代神祇官コレナキヨリ、  
吉田ニ假ニ神祇官ヲ立ラレ候事必定候ハ、禁中方ノ神事吉田ニテ執  
行ハレ候事、尤可然存候、

一、延喜式<sup>并</sup>三代格ノ内、神社ヘノ下知、或勅宣、或ハ大臣ノ承リニテ候  
ヘバ、大社ハ勿論、小社ノ神主官位モ容易カルマジキコト、存ゼラ  
レ候、又朝野群載ニ、白河院・堀河院ノ時、筑前国宗像大宮司・香椎  
宮大宮司共ニ直訴ニテ、上卿・職事・官務沙汰候ヲ、官符ヲ下サレ補  
任候ト見ヘ候、如此例ニテ推トキハ、二十一社<sup>并</sup>吉田書出シノ外ニモ、  
大社ハト部ノ取次トハ見ヘ不申候、但是ハ六百年計以前也、応仁以後  
ハ公家方衰微ニテ儀式疎ニ候ヘバ、諸国小社ノ禰宜ドモ吉田ヘ參リ神  
道ヲ習ヒ候ツイデ、相応官位ノ取次ヲモ頼ミ候ナラハシニナリ候カ、  
右九ヶ條、雙方ヨリノ御書付ノ内ニツイテ、愚存大概如此御座候、  
延宝二年八月

(林春齋)  
弘文院

### 別紙愚見

一、寛文五年七月十一日、吉田ヘ下サレ候御條目ニモ、無位ノ社人装束許  
状ノ事バカリニテ、官位ノ取次ノ事ハ無御座候間、此御條目御誤トモ

申ガタク候ハンカ、

一、吉良若狭守、寺社奉行口上ニテ申渡シ候儀、虚実如何御座候ヤ、  
(鷹司房輔)

一、関白殿ノ仰ニ、無伝 奏社家者、以旧例自古来職事相付披露之事也ト  
ノ儀、尤ニ存ジ奉候事、

一、(寛文十年) (靈元天皇)  
一、(寛文十年)ハ、<sup>當今</sup>御幼少ニテ御座被成候、今程ハ御成長ニテ御座ナサ  
レ候ヘバ、 叡慮次第ト仰遣ハサレ候ハンカ、

一、白河モ吉田モ神職ノ家ニテ候ヘバ、伝奏コレナキ諸社官位ノ取次、<sup>并</sup>  
無位ノ社人ノ装束、両家相談ニテ執 奏候ヘ、ト新儀ニ仰付ラレ候テモ、  
後難ハアルマジキカ、

### 覚

社家位階之事、先規ヨリ伝奏有之ハ勿論、無伝奏社家モ、吉田不可及  
執奏、雖然遠国ヨリ吉田ヘ頼来社人位階之事ハ、吉田ヨリ職事マデ申  
入相調可然候、無位無官ノ社人之装束ハ、吉田ヨリ可有指図者也、  
(延宝二年)  
寅八月十七日

(東京大学名誉教授、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇〇八年六月一七日受理、二〇〇八年七月二九日審査終了)



---

## The Campaign by the Yoshida Family for *Shisso* for Hereditary Shrine Families Centering on the Dispute of 1669

HASHIMOTO Masanobu

The Urabe Yoshida family made use of the *jinja jomoku* (shrine regulations) issued by the Edo bakufu on July 11, 1665, by seeking to issue Shinto *saiyojo* (licenses pertaining to ceremonial matters) and *shisso* (imperial transmission certificates) bestowing official ranks in order to put the shrines and priests in Japan's provinces under its control. Article Three and Article Two of the *jinja jomoku* served as the basis for their actions. However, their authority was limited as there is no mention of the special status of the Yoshida family in the text of Article Two.

Therefore, as a result of the Yoshida family's application in October 1668 for authorization for the right to issue *shisso* bestowing official ranks to hereditary shrine families, the *bakufu* convened the Kyoto Shoshidai and referred the matter to the imperial court for deliberation. A fierce dispute erupted between Takatsukasa no Fusa, the Kampaku of the time, and Asukai Masaaki, a high ranking official who acted as an intermediary between the bakufu and imperial court and who supported the Yoshida family. The imperial court was unable to reach a consensus, so in August two years later the matter was referred to the *bakufu* for a decision. Some four years later, in 1674, the *bakufu* arrived at its conclusion. The decision was written in a report entitled "The 1669 Yoshida Dispute." The *bakufu* entrusted the Confucianist Hayashi Harukatsu (Kobunin) to make a proposal concerning this incident, which is contained in what is known as the "Yoshida Kanmon" ("Yoshida Proposal").

This paper examines the "Yoshida Kanmon" in detail, and by shedding light on the dispute reveals the Yoshida family's plans for conferring official ranks on hereditary shrine families and the responses of the imperial court and the *bakufu*, thus re-examining the principles of *jinja jomoku*.

In this incident the *bakufu* reveals its decision through the Kyoto Shoshidai. But rather than being a complete denial of the wishes of the Yoshida family, the decision marked a shift in the policies of the *bakufu*. The Yoshida family continued to make assertions concerning the matter of issuing *shisso* granting official ranks to hereditary shrine families after the decision, and the *bakufu* made some subtle changes to its handling of the matter. Lastly, this laid the cornerstone for major trends up to the end of the bakufu.